

高光公民館 避難所運営マニュアル ①

#1 R4年9月現在

R3. 8月作成着手/10月修正/R4. 3月修正/9月修正

このマニュアルは、公民館を主とした避難所開設及び運営の目的で作成しています。小学校は既に学校独自のマニュアルを作成しています。また、通常は普通教室の使用は想定していない前提です。

※ローリングストックでいざという時に備えましょう！

ローリングストックのイメージ

水と食料だけでも1週間分を!!

食べ物や日用品を少し多めに購入、日常生活で消費



災害時に特に必要なもの



カセットコンロ



ラテックス手袋



懐中電灯



充電式ラジオ



携帯電話の
予備バッテリー



簡易トイレ

■避難所マニュアルとは

令和4年9月現在

避難所運営マニュアルの目的

R3.7.9 館長/主事合同研修
開催時配布資料(一部抜粋)

避難所は、住民が主体となり開設・運営を目指すこととしています。

その際に、できるだけ混乱を少なくし、円滑な避難所の運営をするための手引書や手順書として活用されることを目的としています。

なお、水害（洪水、土砂災害）の際の避難所運営もこのマニュアルによるものとしませんが、その避難所開設については、必要な情報等を地域住民の方々に伝達したうえで、市職員等が地域と連携して、必要な避難所の開設を行います。

避難所の生活は避難者全員で協力することが大切です。

宇和島市避難所運営マニュアル〈作成モデル〉

I. 避難所開設・運営の基本方針

IV. 避難所開設～運営の情報伝達の仕組み

II. 避難所開設の流れ

- 1.施設の解錠・開門
- 2.避難所の開設準備
- 3.レイアウトづくり
- ⋮

- 各班の役割
代表者・副代表者の役割
総務班の役割
⋮

III. 避難所運営委員会の活動

- 1.避難所運営委員会の構成
- 2.避難所運営委員会(避難所運営会議)の開催

V. 避難所運営

- 1.運営活動のルール
- 2.管理
- 3.対応
- 4.福祉避難所・福祉スペース

VI. 安定期以降の取組み

左図を基に地域の特性を加えて高光地区のマニュアルを作成しました。
災害の種類や規模など、予測できない時もありますので、その時、その場に
来れる方が戸惑うことなく動けるように、お互い助け合えるための道具の一
つとして臨機応変にご使用ください。
また、自治会長の交代に合わせて毎年見直しをお願いします。

合計収容人数 253名 (人口比約18%・青森市29%/富山市20.8%/大阪市22.2%)

■避難所としての高光公民館/小学校の現状

公民館収容可能人数

- ・ 1階 和室 $49.28\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 \div 2 = 20$ 名
 - ・ 2階 大ホール $101.20\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 41$ 名
 - ・ 2階 図書室 $25.42\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 10$ 名
- 合計 **71名**

小学校収容可能人数 (使用スペースは普通教室を除外しています/校長の許可済)

- ・ 体育館 (ステージ除く) $315\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 126$ 名
 - ・ 1階理科室 (福祉/要配慮者) $71\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 28$ 名
 - ・ 3階音楽室 (体調不良者) $71\text{m}^2 \times 0.8 \div 2 = 28$ 名
- 合計 **182名**

※収容可能人数計算法 床面積 $\times 0.8 \div 2\text{m}^2$

- ・ 0.8は通路を除く居住スペース・ 2m^2 は1人当たりのスペース
- ・ 公民館/小学校の合計床面積 = 632.9m^2

※スフィア基準 (後述/国際基準) では1人当り 3.5m^2 ・合計収容人数は145名

地区別人口

- ・ 令和4年9月1日現在 647世帯/1,351人

高光地区 人口集計表

地区名/班数 (館報配布数)	R3.4/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R3.9/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R4.4/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)				R49/1 現在の人口と 世帯数(男/女/世帯数)			
	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数	男	女	小計	世帯数
下高串/17 (125)	201	199	400	200	203	198	401	200	197	190	387	192	200	189	389	193
家 藤/7 (30)	54	47	101	47	53	44	97	45	50	44	94	44	51	43	94	45
徳の森/5 (55)	82	86	168	72	79	83	162	71	83	85	168	73	83	85	168	75
奥高串/1 (27)	34	35	69	29	35	35	70	30	34	34	68	30	32	32	64	30
本 村/4 (45)	80	98	178	100	79	92	171	97	80	91	171	95	74	89	163	88
江の組/3 (34)	50	54	104	45	50	53	103	45	49	53	102	43	49	53	102	43
日の組/5 (50)	62	82	144	67	62	82	144	67	61	84	145	68	60	82	142	67
中 組/4 (36)	40	42	82	40	42	42	84	41	40	41	81	40	40	41	81	40
新屋敷/2 (26)	33	42	75	31	33	42	75	31	31	40	71	28	30	40	70	28
上光満/2 (25)	39	42	81	34	37	42	79	35	39	40	79	39	39	39	78	38
合 計	675	727	1,402	665	673	713	1,386	662	664	702	1,366	652	658	693	1,351	647
			R3年度当初比	99.7%	98.1%	98.9%	99.5%	98.4%	96.6%	97.4%	98.0%	97.8%	97.2%	97.5%	97.7%	

お願い

- ・ 既にお気づきでしょうが、人口に対して圧倒的に収容人数が足りません。
可能な限り在宅避難や親戚、知人を頼る、あるいは車中避難などあらかじめ複数の手段
をご検討ください。**避難所は**、災害で住む家を失った被災者等が一時的に生活を送る場
所であり、**原則1週間の短期滞在の想定**となっています。

(内閣府・避難所運営ガイドライン/災害救助法・概要より)

情報開示 II

小学校設置 防災倉庫 備蓄品リスト

■備蓄物資の状況⇒別添「備蓄品一覧」の写真でご確認ください

毎年、市危機管理課の委託を受けた業者により棚卸しを行っています。

保管場所	分類区分	品名	購入年月日	(賞味期限)	数量	写真番号
高光小	炊き出しセット	炊き出しステーション	2014/11/30		1	14
〃	〃	調理用品ッセット (20点)	2019/3/28		1	59
〃	〃	カセットコンロ	2019/3/29		2	10
〃	〃	〃 ボンベ	〃		33	11
〃	〃	鍋	〃		4	13
〃	トイレ用品	マンホールトイレ/自立式(一般用)	2018/3/30		2	21
〃	〃	〃 自立式(バリアフリー用)	〃		1	22
〃	〃	組立式簡易トイレ	〃		2	23
〃	〃	汚物処理袋セット	〃		4	25
〃	〃	簡易組立便座	2019/8/28		1	26
〃	日用品	ブルーシート	2019/3/29		2	37
〃	〃	ポリバケツ45L	〃		2	29
〃	〃	懐中電灯	〃		1	31
〃	電気類	ランタン	〃		20	32
〃	〃	投光器/三脚	2019/3/28		4	49
〃	〃	カセットガス式発電機(出力900VA)	〃		2	50
〃	寝具	毛布(アルミバック/不織布)	2018/3/30		29	15
〃	〃	アルミ寝袋	〃		30	16
〃	〃	マット(緊急畳)	2019/3/29		20	28
〃	〃	段ボールベッド	〃		10	56
〃	〃	エアーマット	2021/1/29		104	67
〃	〃	エアークッション(空気入れ)	〃		2	68
〃	救助道具	四つ折伸縮担架(スチール)	2019/3/28		2	62
〃	〃	救助工具セット	〃		3	41
〃	その他用品	FK工具セット-II	〃		2	60
〃	〃	コードリール	〃		2	58
〃	〃	折りたたみ式リアカー	〃		2	43
〃	〃	脚立	〃		2	61
〃	〃	災害対策用プライベートルーム(簡易テント)	2019/8/28		1	65
〃	〃	災害避難所用間仕切り	2020/11/16		5	70
〃	〃	拡声器	2019/3/29		2	35
〃	〃	間仕切りパネル(6畳)	〃		10	52
下高串 集会所	食料品	レスキューライス (五目飯・100/わかめご飯・100)	2018/3/27	2025年8月	200	3
〃	飲料水	ペットボトル(490ml)	〃		600	7

1箱24本入×25箱うち
16箱は箱が浸水によ
り損傷あり(2018/7/8
館長連絡受け)

小学校設置 防災倉庫の追加備蓄品/R4年3月23日納入

保管場所	分類区分	品名	購入年月日	(賞味期限)	数量	写真番号
高光小	オストメイトセット	オストメイト用洗浄セット	2023/3/23	-	1	A/73
〃	〃	ストーマ用装具セット	〃	-	1	B/74

オストメイト・ストーマとは

- ・オストメイトとは、病気や事故等により消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排泄のための開口部を造設した方のことです。
- ・ストーマとは、腹部に便又は尿を排泄するために造設された排泄口のこと指します。消化管ストーマは人工肛門、尿路ストーマは人工膀胱とも呼ばれ、ストーマを持つ方のことをオストメイトと表します。



オストメイトマーク



オストメイト対応トイレ:日常生活指導のポイ...
almediaweb.jp

オストメイト対応トイレ



A オストメイト用洗浄セット



B ストーマ用装具セット

■公民館設置の備蓄品 感染症対策資材/薬箱はR4.3.15納入

保管場所	分類区分	品名	導入年月	(賞味期限)	数量	写真番号
公民館	寝具	毛布	不明	-	27	
〃	〃	エアーマット	〃	-	4	
〃	期限切れ水	生活用水として(非飲用)・2L	〃	-	24	
〃	〃	〃 (500ml)	〃	-	144	
〃	その他用品	扇風機(工業用大型・2F大ホール)	〃	-	1	51
〃	〃	車イス(屋外型・玄関脇)	2021年9月	-	1	63
〃	〃	車イス(屋内用・階段横)	2022年1月	-	1	71
〃	〃	車イス・スロープ板(階段下倉庫)	2021年9月	-	1	72
〃	感染症対策資材	消毒液・1リットル	2023/3/15	-	1	
〃	〃	非接触赤外線放射式体温計	〃	-	1	
〃	〃	消毒用オートディスペンサー	〃	-	1	
〃	〃	有症状者隔離用テント	〃	-	1	
〃	〃	キャンピングベッド	〃	-	1	
〃	〃	感染症対策用ガウンセット	〃	-	1	
〃	〃	段ボールベッド	〃	-	1	
〃	〃	段ボールパーティション	〃	-	1	
〃	〃	サーモゲート	〃	-	1	
〃	〃	単3乾電池×4・単4乾電池×2	〃	-	1	
〃	薬箱	富士薬品・19品目セット	〃	-	1	

情報開示 Ⅲ 課題と対策

■避難所の課題

- 日本ではS 2 2年制定の「災害救助法」とS 3 6年制定「災害対策基本法」により被災した自治体が、自ら災害対応に務めることになっています。つまり、被災した行政職員や消防/警察等の職員も、自身や家族を後回しにして行動する義務を負わされています。

この部分が最大の課題となって様々な問題が発生したのは、ジャーナリストや東日本大震災の復興を担当した国会議員、防災に詳しい弁護士、大学教授など多くの方々が異口同音に指摘されています。（欧米では国の専門機関が大規模かつ迅速な対応をしています。）

表紙に掲載している「ローリングストック」や2ページ下段の「あらかじめ複数の手段」をと訴えているのは、自助努力が最大の備えとならざるを得ないからです。

■対策と参考資料

- 一番分かりやすい参考動画をご紹介しますので、ぜひご覧ください。約23分の動画ですが、すぐにでも参考になりたい内容となっています。（個人の見解です）

<https://www.youtube.com/watch?v=dejgiCUepzc>

- 検索キーワード（敬称略）

ローリングストック/大前治 体育館/100年変わらぬ日本の避難所/雑魚寝 避難所/など



- スフィア基準/スフィアプロジェクトとは

人道憲章と人道支援における最低基準(日本語版ハンドブック 3 9 5 P)災害や紛争の避難所について国際赤十字やNGO団体等が1997年に策定している基準です。○印はよく言われている数字の部分ですが、あくまでも「人道憲章」に重きがおかれています。

○世帯ごとに十分に覆いのある生活空間を確保する

○1人当たり 3. 5平方メートルの広さで覆いのある空間を確保する
(関東一都四県平均 2. 5 4 m²)

○最適な快適温度、換気と保護を提供する

○トイレは20人に1つ以上。男女別で使えること などです

●日本の避難所は国際的に見ると、かなり遅れています。

100年前の関東大震災の時と同じ雑魚寝状態の避難所が多く、それが原因となって災害関連死につながっています。



避難所の女性トイレは男性の3倍必要～命を守る「スフィ...
www3.nhk.or.jp



避難所後進国・日本、その打開策を考える | nippon.c...
nippon.com

I. 避難所開設・運営の基本方針

■ 避難所設置の判断（公民館/学校などの指定避難所）

- ① 災害対策本部設置前(大雨警報発令等) ⇒ 貼紙対応/公民館・無人開設
 * 無人開設中でも、避難者があれば主事が配置に着きます。
- ② 災害対策本部から開設指示(風水害等) ⇒ 1次開設/公民館・主事(公民館職員)配置
- ③ 同上 ⇒ 状況の変化等により2次開設/小学校・中学校開設へ
- ※震度6弱以上の大規模地震発生(自動開設) ⇒ 1次開設/2次開設・職員配置

■ 自治会管理の集会所等（指定外避難所）

災害の種類や被害規模によっては、被災者が最寄の集会所に避難されるケースも想定されます。各自治会長さんは、受持ち地区の集会所等に避難者が居る場合は、速やかに公民館や学校などの指定避難所もしくは市役所危機管理へ直接避難者の人数や不足物資の情報をお寄せください。情報不足により、必要な支援が受けられない場合があります。

宇和島市災害対策本部 直通 ☎0895-49-7083

高光公民館 ☎0895-22-0345

高光小学校 ☎0895-22-1861

1. 施設の開錠・開門

スムーズな避難所の開設のために、下表の内容を事前に確認しておくことが求められています。年に1度（関係者が交代する4月など）確認してください。

なお、下表は令和4年9月現在の状況を示しています。

● 鍵の保持者と連絡先

鍵の種類	所属	氏名	連絡先
玄関・事務室	施設管理者/公民館館長	薬師寺 博司	090-4786-6089・24-2534
〃	施設管理者/公民館主事	清水 辰洋	090-4972-6818・35-0373
〃	公民館職員・管理人	國正 裕之	090-1004-4063・24-3288
〃	公民館職員・主事補	東村 亜紀	090-5712-9847・23-2224
〃	副会長/運審会長	浅野 保夫	090-1329-6915・23-2426

※公民館事務室内に小学校体育館入口と小学校配備の防災備蓄倉庫の鍵(予備)があります。

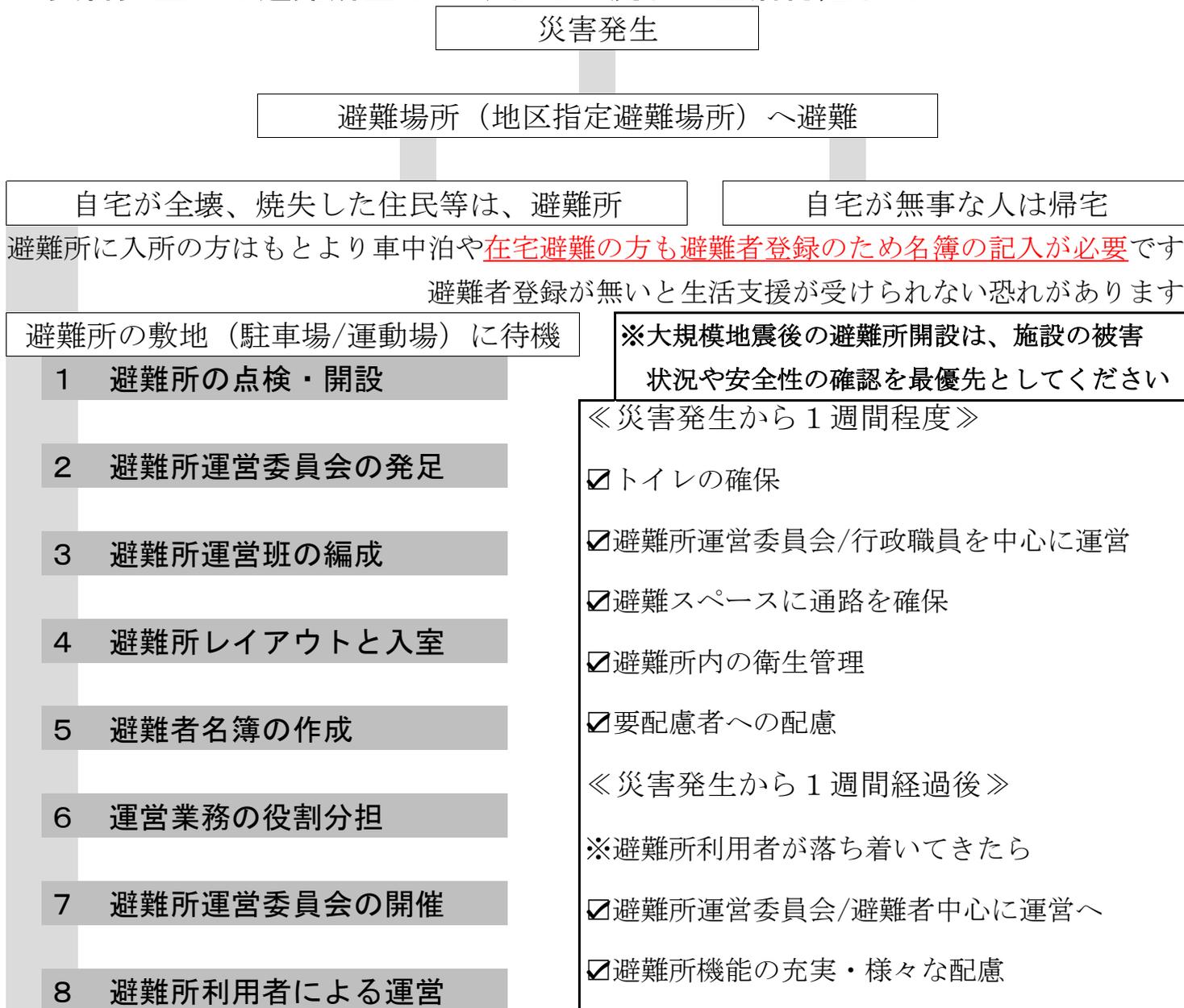
● 参集者の体調チェック

避難所運営委員は参集前に各自で体温測定及び体調チェックを行う。以下に該当する場合は、人員を交代し代わりの人に対応をお願いしてください。

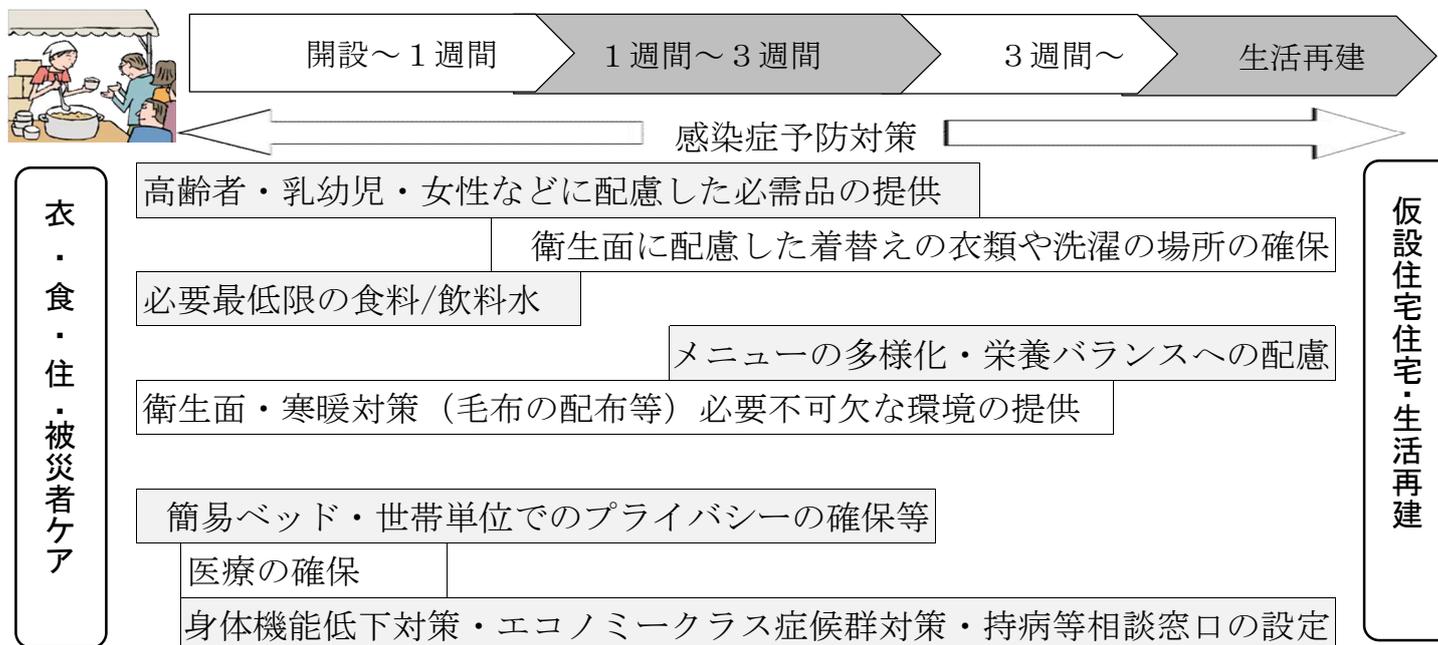
- 発熱がある(37.5以上)、又は微熱が続く・咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸がづらいなど
- 頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある
- 直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した
- 直近、2週間以内に感染症の流行地域を訪れたことがある

Ⅱ 避難所開設の流れ

■ 災害発生から避難所立ち上げまでの流れ・生活再建までのイメージ



■ 避難所から生活再建までのイメージ



Ⅱ. 開設の流れ 1.2. 施設の開錠・開門・開設準備

■避難所開設指示の確認

災害発生が予想される場合、または発生時に市災害対策本部（警戒本部）が決定する避難所開設レベル（1次～4次）に従います。

	※①貼紙対応	1次開設	2次開設	3次開設	4次開設
避難情報 (開設目安)	災害警戒本部設置	災害対策本部設置			
		レベル3 高齢者等避難 発令			
		レベル4 避難指示 発令			
		レベル5 緊急安全確保 発令			
公民館	無人開設	※②有人開設			
学校	—	—	無人開設	有人開設	
その他	—	—	—	有人開設	

※①貼紙対応とは、1次開設前に施設を開錠し無人開設状態でも避難者が戸惑うことなく動けるように案内表示を行い、内線電話を窓口に置き対策本部に連絡ができる状態を指します。貼紙対応中は事務室の他、避難所に必要な部屋以外は施錠します。

※②有人開設中であっても夜間/早朝、避難者が無い場合には、本部からの指示により原則無人開設となります。但し電話、カメラ等で避難者が来られた場合に即応できるよう担当職員は自宅待機します。

■避難所開設（通常は公民館職員及び教育委員会職員が運営）

① 開設セット（平時から準備）により避難所を開設します。（青色コンテナ等）

↳ 開設時に使用する案内表示、避難者名簿等書類一式及びコロナ対策備品（白色コンテナ）状況に応じて飲料水、毛布等の備蓄物資等も用意します。

※以下の作業を行います。

- ・ 玄関ドア内側に「避難所開設対応中」の表示を貼付け・行事予定板を逆に置き避難者へ注意喚起を促す・公民館使用日誌記載台に避難者名簿のバインダーを置き記入依頼の表示を貼り付ける・貼紙対応時のみ事務室内の内線電話機を窓口に移設する。
- ② 感染防止対策を実施する（三密の回避等注意喚起の表示とコロナ対策備品の配置など）
- ③ 2次開設に備えて高光小学校体育館が貼紙対応になった場合には、学校から開場セット（校舎入口の鍵/体育館入口の鍵/連絡用ファブレット一式/貼紙一式/学校用コロナ対策備品）を預かります。

■避難所運営

- ① 避難者の受け入れ…避難者名簿/健康チェックシート記入をお願いします。
- ② 従事職員の勤務時間について（同一職員の連続の宿直は禁止/交代要員は市教委又は職員）
 - ・ 日勤 8:30～17:15 8時間45分
 - ・ 準夜勤 17:15～22:00 4時間45分
 - ・ 深夜勤（宿直）22:00～8:30 10時間30分（0時～7時までは宿直）

Ⅱ. 開設の流れ 1.2. 施設の開錠・開門・開設準備

■開設後の報告（災害対策本部への報告要領）

① 報告の時期及び内容

- ・ 開設時 : 仮設後速やかに開設報告
開設時報告内容 「避難所名」「担当者所属・氏名」※以降交代した場合も同様
例 高光公民館避難所開設しました 主事清水
- ・ 定時報告 : 5時、8時、11時、14時、17時、20時、22時
定時報告内容 「避難所名」「担当者所属・氏名」「避難者の世帯数・避難者数」
その他特に報告が必要な事項
- ・ 閉鎖時 : 閉鎖報告
例 高光公民館避難所閉鎖しました 主事清水

定時報告例

【22時報告】
高光公民館 主事
清水 避難者なし

※ 管区内の集会所等の指定外避難所等に避難者があつた場合にも情報を収集し、「随時報告」として世帯数・避難者数を報告してください。

② 報告の方法

- ・ 公民館専用ファブレットの避難所グループLINEを使用します。
- ・ 何らかの事情により専用ファブレットが無い場合は主事の個人スマホ(生涯学習課LINEグループ)もしくは内線電話にて報告します。

■避難所 閉鎖（通常開設後の閉鎖手順）

- ・ 本部からの閉鎖の指示を受けて、使用箇所の清掃・消毒を行ってください。
- ・ 備品等をコンテナに収納、保管場所に保管、貼紙等を撤去します。
- ・ 避難者名簿等必要な書類を対策本部（避難所・物資チーム）に提出します。
- ・ 2次開設（学校）の対応が終了したら、開場セットを学校に返却します。

※避難者名簿と一部拡大です。

避難者名簿		家屋の被害状況	
① 世帯代表者氏名 住所 電話番号		全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 停電・ガス停止・断水・電話不通	
② 入所日時 年月日時分 氏名 年齢 性別 要配慮者 体調不良 所属自治会名 家屋の被害状況 親族等 住所氏名 連絡先 電話番号 車種 ナンバー (病状や障がいなど配慮して欲しいこと、体調不良の場合の詳細)		③ 個人情報の取り扱い ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。	
④ 避難スペースの区分 一般 個室 その他 () 滞在区画		⑤ 退避日時 年月日時分 退避先 住所(氏名) 電話番号 登録 退所	
③ 個人情報の取り扱い ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、希望しない場合は、○で囲んで下さい。		④ 避難スペースの区分 一般 個室 その他 () 滞在区画	
⑤ 退避日時 年月日時分 退避先 住所(氏名) 電話番号		登録 退所	

① この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班（市担当者）へ名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられます。車中泊や在宅避難者の方も記入してください。

② この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班（市担当者）へお渡ししてください。

③ 名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになりますので、車中泊や在宅避難者の方も記入してください。

Ⅱ-3. レイアウトづくり・施設利用計画と配置図

■ 部屋別利用計画 ※断水状態でも停電が無ければバケツ等で水を流せばトイレは使えます。

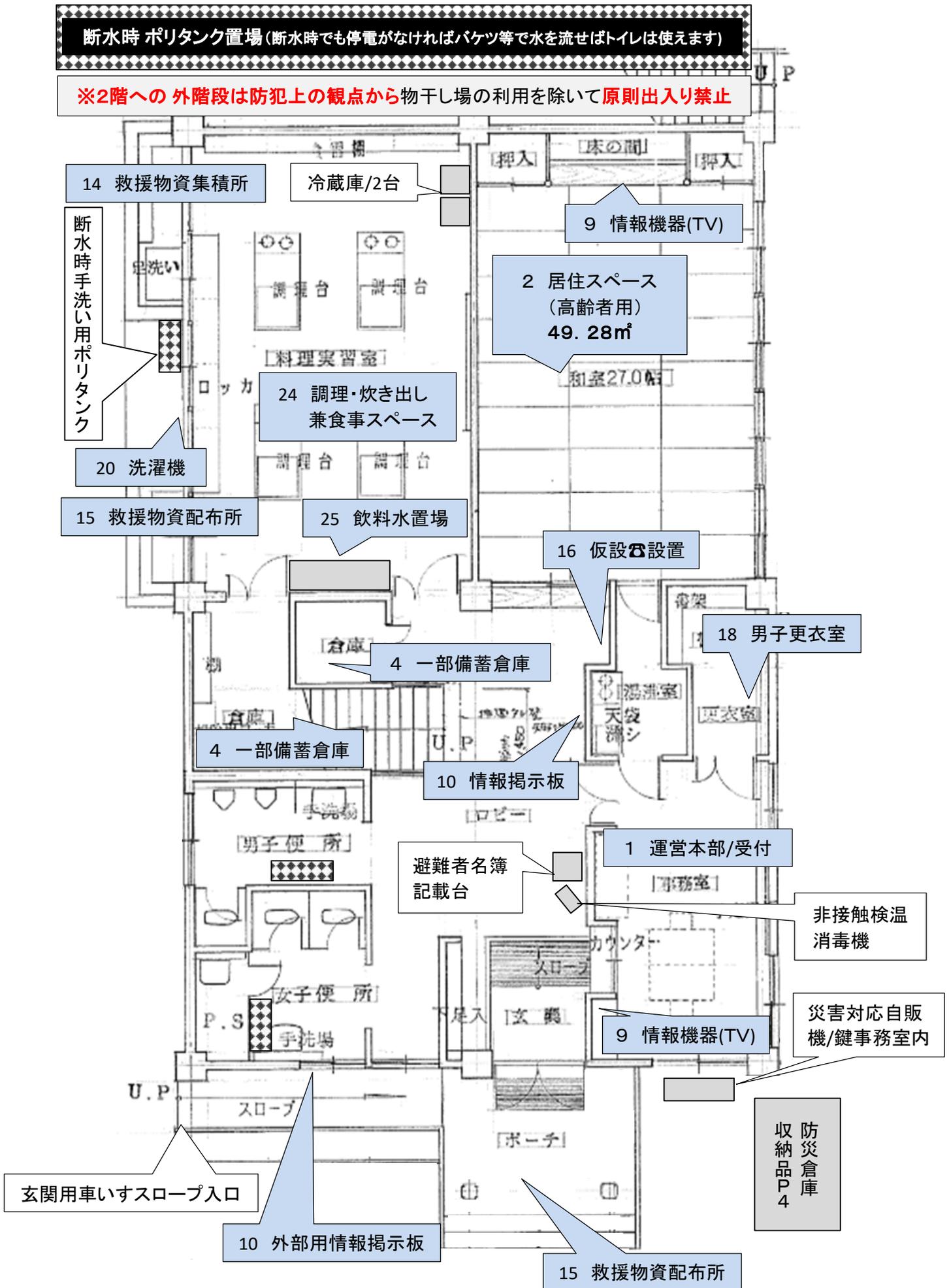
避難所運営を行うために必要なスペース利用目的を一覧で示します。施設の被災状況を確認し、適宜開設してください。（小学校の利用は承諾済）

No	小規模 災害	大規模 災害	利用目的	利用予定場所
				黒文字/公民館・赤文字/高光小
1	○	○	運営本部（受付）	事務室(受付は体育館入口にも設置)
2	○	○	居住スペース	1階和室・2階大ホール 高光小/体育館
3	○	○	福祉避難（要配慮者）スペース	高光小/1階理科室
4		○	備蓄倉庫	調理室内/ロビー・階段下倉庫
5		○	救護室	高光小/1階放送室
6	○	○	授乳室	2階図書室
7	○	○	体調不良者（感染症等）スペース	高光小/1階保健室他
8	○	○	子どもスペース	高光小/グラウンド/3階多目的教室
9		○	情報機器（TVなど）設置室	和室・事務室
10		○	情報掲示場所	玄関横/事務所横/階段踊場/体育館内外
11		○	ゴミ置き場	正面駐車場川沿い
12		○	仮設トイレ設置場所	北側駐車場
13		○	マンホールトイレ設置場所	正面駐車场内浄化槽マンホール
14		○	救援物資集積所	調理室/体育館ステージ/控室/半地下
15		○	救援物資配布場所	調理室外部出入り口/正面玄関
16		○	仮設電話設置場所	和室入口横/小学校玄関内
17		○	入浴（水浴び、シャワー/夏場使用）	高光小/プール付属室
18	○	○	男子更衣室	事務所内更衣室
19	○	○	女子更衣室(高光小/プール付属室)	2階図書室
20		○	洗濯場所	調理室外水道（洗濯機複数設置可）
21		○	男子物干し場	2階外階段踊り場
22		○	女子物干し場	2階図書室/高光小3階音楽室
23		○	相談室	高光小3階パソコン室
24		○	調理・炊き出し場所	調理室・体育館正面入り口前
25		○	飲料水	調理室
26		○	生活用水(洗面/手洗は期限切飲料水)	高光小プール(トイレ用)
27		○	車中避難者などの駐車スペース	高光小グラウンド
28		○	テントエリア	高光小グラウンド
29		○	緊急車両用駐車場所	公民館正面駐車場
30		○	ペットスペース	高光小グラウンド/鉄棒付近

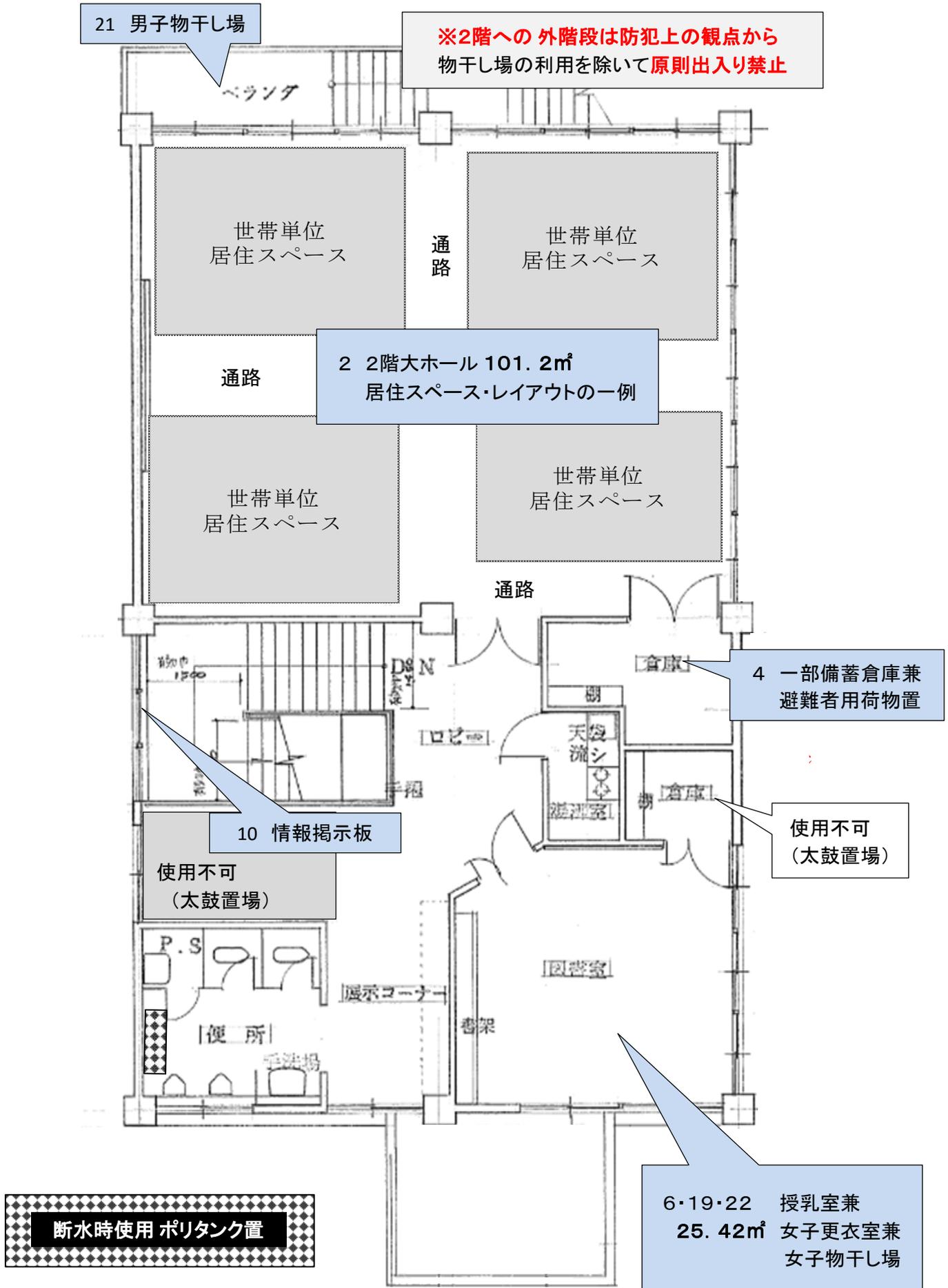
■高光公民館・1階平面図

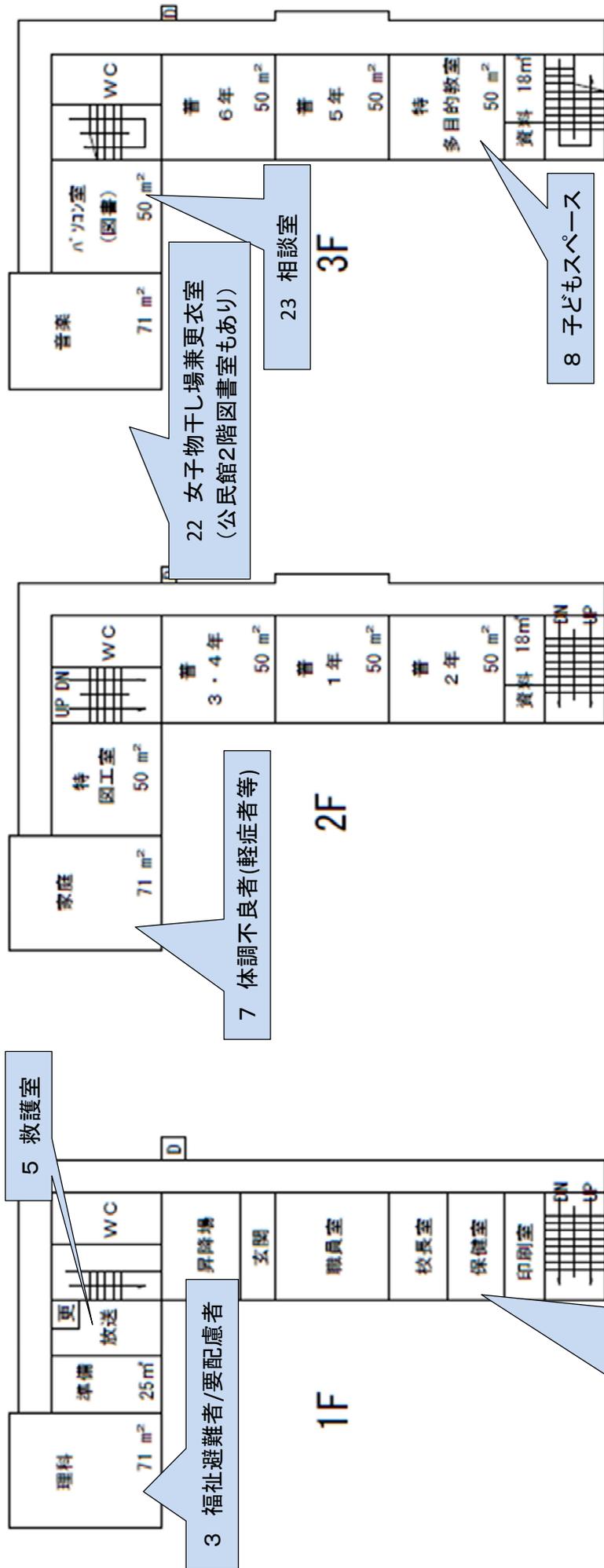
断水時 ポリタンク置場(断水時でも停電がなければバケツ等で水を流せばトイレは使えます)

※2階への外階段は防犯上の観点から物干し場の利用を除いて原則出入り禁止

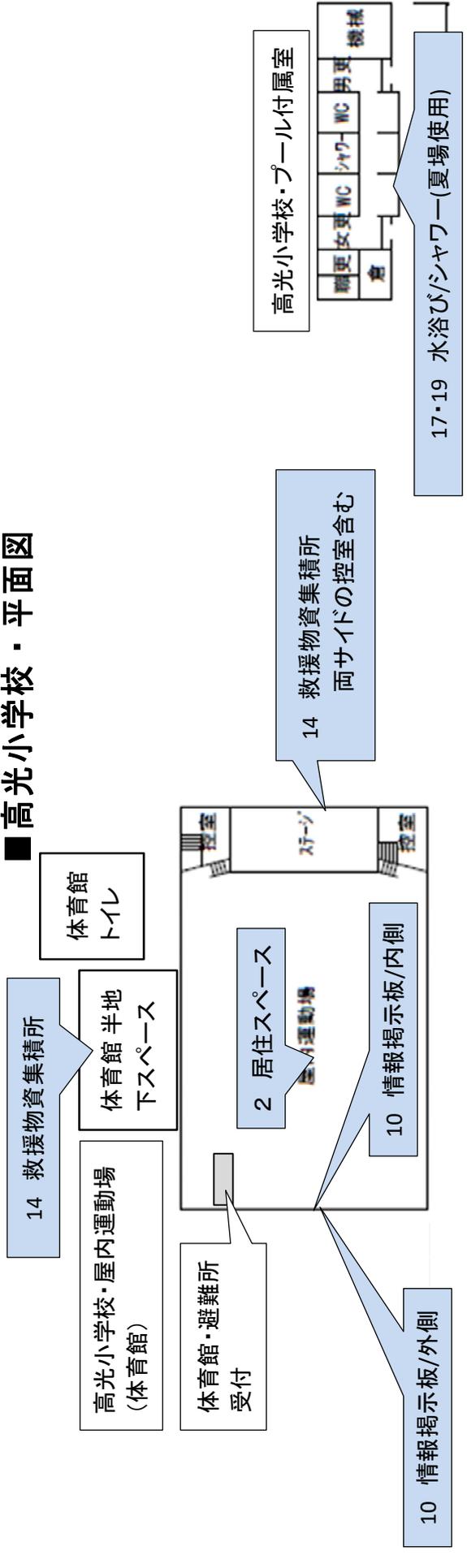


■高光公民館・2階平面図





■ 高光小学校・平面図





※この配置図は大規模災害発生時のプランの1つでありこの案に固執するものではありません。状況に応じ、その時・その場にいる方々で話し合っって対応をお願いします。

24 調理・炊き出し(通常は公民館調理室使用/必要に応じて大きな釜での煮炊きなどを行う場合に使用する)

12 仮設トイレ

30 ペットスペース
鉄棒とフェンスを使ってブルシート等で簡易の屋根の設置

13 マンホールトイレ

29 緊急車両駐車場

11 ゴミ置き場

※遺体仮安置所

26 生活用水(トイレ用)

高光小体育館

28 テントエリア
(非常時の夏場の暑さや冬場の寒さは臨機応変に対応してください)

来訪者用
駐車場

スタッフ等
駐車場

クルマ・通路

高光保育園
職員駐車場

17・19 水浴び/シャワー(夏場使用)

3F
文

防災倉庫
収納品P3

通路

27 車中避難者な
どの駐車スペース

通路

臨時フェンス

8 子どもスペース(遊び場)

常設フェンス
(教職員駐車場)

■ 高光小学校・高光公民館



Ⅲ-1. 運営委員会の構成

■避難所運営委員名簿

避難所を運営するにあたり、事前に避難所運営委員会を設置し、避難所内のルールを協議し、決定していきます。協議する内容は

- ①避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ②避難者の要望、意見のとりまとめと対処方法の検討
- ③市災害対策本部や関係機関との連絡・調整などです。

また、高齢者、女性、乳児を抱えた方、障がいをお持ちの方などの意見を取り入れるため、委員には女性を含めることが絶対条件となります。（過去の事例からの反省点）

運営管理責任者（代表者）

会長（代表）	＜連合自治会長＞ 二宮 伸夫				
副会長	＜公民館運営審議会長＞ 浅野 保夫	＜	＞		女性
施設管理者	＜公民館館長＞ 薬師寺 博司				
	＜主事・清水辰洋/本庁避難所担当職員				

避難所運営班（各班長1名に◎印、副班長1名に○印を記入）

- ・各自治会から3名の方にご協力をお願いします。
- ・自治会内の役員名簿を元に割り振りしています。
- ・開設時には名簿に拘らず、各自治会で動ける方に参集をお願いします。

	自治会名	氏名	自治会名	氏名	自治会名	氏名
情報班 (名簿管理等)	下高串	班長1名	家藤	吉良 誠	徳の森	森 和正
	奥高串	毛利 武志	本村	岡田 時男	江の組	浅野 保
救出救護班	日の組	菊池 清子	中組	太幸 正高	新屋敷	玉井 俊悟
	上光満	有友 丈晶	下高串	指定せず	家藤	廣瀬 宗範
避難誘導班 (衛生管理等)	徳の森	班長1名	奥高串	中井 伸治	本村	村尾 信康
	江の組	河野 陽一	日の組	河野 敬人	中組	松本 菊繁
食事供給班	新屋敷	二宮 博	上光満	久保 博昭	下高串	指定せず
	家藤	吉良 薫	徳の森	森川 秀美	奥高串	伊井 真希
初期消火班 (物資管理等)	本村	今城 利貞	江の組	稲葉 泰生	日の組	赤松 千鶴
	中組	有元 明久	新屋敷	松本 博幸	上光満	丸井 一泰

自治会代表者＝自治会長

自治会名	氏名	☎番号	自治会名	氏名	☎番号
下高串	二宮 伸夫	090-7627-9902	家藤	吉良 誠	23-8190
徳の森	森川 敬介	25-1854	奥高串	伊井 彰	090-4781-0393
本村	岡田 時男	24-1818	江の組	清家 昭弘	25-0544
日の組	梶谷 啓介	22-4849	中組	谷本 睦彦	25-3098
新屋敷	菊池 耕二	080-3928-0319	上光満	有友 伸之	24-1935

Ⅲ-2. 運営委員会の開催

■避難所運営委員会の開催

※ 避難所の立ち上げを担った人が、避難所利用者とは限りません。自主運営のメドが立ちしだい、利用者中心の体制に切り替える事が望まれます。

開催頻度

- ・ 1日2回、朝夕が望ましい。
- ・ 避難所運営が落ち着き、連絡事項が減少すれば、朝の会議は省略しても構わない。
- ・ 会議では情報を共有し、問題点の有無などを確認し、対応策を検討・決定する。

参加者

- ・ 避難所運営班の班長もしくは、副班長。
- ・ 自治会長もしくは、その代理者。（運営班長と兼任の場合はこの限りではない）
- ・ 会議には市職員も参加する。
- ・ ボランティアグループ等の支援者が、恒常的に一定の役割を担っている場合は、オブザーバーとして参加してもらおう。

議題例

- ① 避難所内のルールの決定、変更と避難者への周知
- ② 避難者の要望、意見の取りまとめと対処方法の他に下記の事柄が想定されます。
 - ・ 避難所利用者数（増減など）の報告。
 - ・ 各運営班の活動報告。（トラブルや課題などの報告）
 - ・ 市災害対策本部からの伝達事項。
 - ・ 消防団、自衛隊、ボランティア等からの報告、伝達事項など。

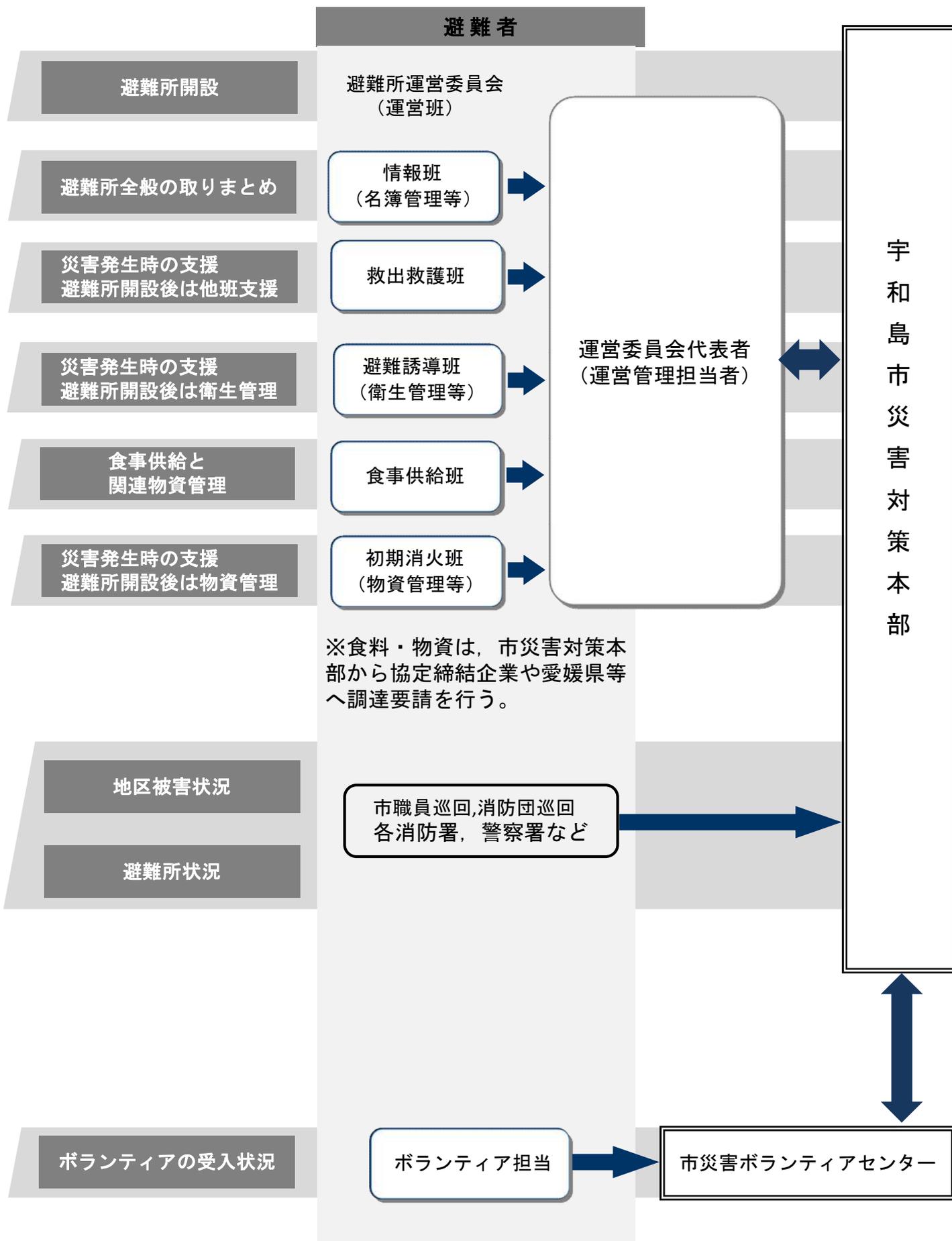
留意点

- ・ 避難所運営では、大小さまざまな課題、問題が生じます。
避難者が抱える課題や本音を共有できる、風通しの良い運営に心掛けてください。
- ・ 会議の内容は意思決定過程を含め、なるべく避難所利用者全員と共有するため、決定事項などは掲示板などで周知する。



IV 避難所開設～運営の情報伝達の仕組み

■避難所運営委員会の組織図



IV 代表者・各班の役割

■代表者・副代表の役割

- ✓ 施設管理者及び市災害対策本部との調整・統括
 - ・各班からの要請事項について、代表者は担当班を指揮し施設管理者及び市災害対策本部に連絡し、対応について調整する。
 - ・市災害対策本部からの連絡事項について、各班へ伝達し、必要に応じた避難者への情報提供を調整・統括する。
- ✓ 避難所運営委員会の統括、組織内の連絡調整・指揮及び関係機関等との連絡・調整
 - ・円滑な避難所運営が進むよう配慮し、運営委員会のメンバーへの的確な指示が出せるよう情報収集・状況把握を怠らない。
- ✓ 要配慮者への配慮及び活動班の設置
 - ・常に要配慮者が避難していることを想定しながら運営する。
 - ・公平に作業を行えるように、ローテーションを組む。
 - ・日中、夜間、休日など色々な時間帯に対応できるように考慮する。
 - ・小中高生、元気な高齢者にも役割分担し、活動できる場を作る。
 - ・活動班は、避難所の規模や作業量によって統合・分割するなど柔軟に対応する。
 - ・想定される活動班の例（毎年更新の自治会役員名簿を元にしてあります）

名 称	主 な 活 動 ※マニュアル2 様式・資料集の該当ページを使用
情報班 (名簿管理等)	毎日の避難者数の把握(必要な食事数準備/車中泊避難者含む/体育館設置の受付とも連動する事)・安否確認の問合せ対応・避難者名簿/健康チェックシート取付・避難者一覧表の記入・避難所状況報告書(初動期/続報記入)・健康状況調査シート記入・情報掲示板の設置/内容の更新・取材対応・地域との連携・避難所運営日誌(記録書)の記入・男女別の相談窓口の設置及び対応(性暴力/DV/子ども/妊婦/高齢者/外国人)など
救出救護班 (避難所開設後は他班支援)	災害発生直後の被災者の救出及び救護・落ち着いたら他の班の業務の支援を行う
避難誘導班 (避難所開設後は衛生管理)	災害発生直後の住民の避難誘導・事後はトイレなどの衛生管理・傷病者の支援・要配慮者支援・ペット管理等を行う
食事供給班	避難所開設後の食事供給(炊き出し)と関連する物資の管理・原則的に室内の施設できる場所・食料管理簿で在庫数を管理し公平に配分・消費期限切れは破棄・不足時は高齢者/子ども/障がい者を優先
初期消火班 (避難所開設後は物資管理)	災害発生直後の初期消火・事後は避難所内外の物資受入(仕分けは男女両方で)・分類は3種類(全員平等/衣類・毛布:必要な人/おむつ・生理用品:全員共同/ティッシュ・トイレ紙)・在庫把握で物資管理簿を用意する
※必要に応じ 「ボランティア班」 も編成する	団体・個人のボランティアの受付(所定の受付票使用)業務・ボランティア保険加入の確認・見返りを求めてきたり、勧誘やセールスを行うボランティアの排除など

・各班には「班長」「副班長」を置き男女各1名を選出する・各班の構成は避難所利用者を中心とする・班員はできるだけ男女同数とする

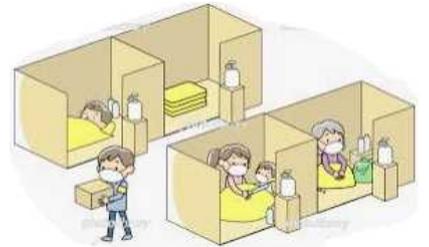
V. 避難所運営 1. 運営活動のルール（概要）

■避難所施設の使い方（P10～14参照）・使用/不使用の明確な区分

- ・ 1人当たりの面積は最低でも2㎡以上の確保/可能な限り世帯単位で考慮する。
- ・ 高齢者はできるだけ通路側に。 ・ 要配慮者は、小学校1階理科室へ。

■通路及び居住スペースの確保・円滑な移動のために通路の確保を

- ・ 車イスと人が離合できる幅の確保。
- ・ トイレ/各部屋の出入口など共用部分への配慮。
- ・ 固い床面には段ボールを敷き詰める等の工夫を。



■案内板の設置・「入室禁止」等の明確な表示

- ・ 避難所開設キットに入れて直ぐにわかる場所に平時から設置しておく。
- ・ 案内板/マニュアル/その他必要と思われる物も同様に。

■避難者名簿（世帯単位）の作成・住民の安否確認/必要物資の数量把握のため

- ・ 所定の名簿を使用/同時に個人用の健康チェックシート記入もお願いする。
- ・ 車中泊避難者/在宅避難者の方にも声掛けする。

■ペット飼育場所（P16参照）・犬/猫等のペットの入室禁止

- ・ 飼い主には大切な存在でも、共同生活を強いられる避難所では動物が苦手な人などへの配慮が必要。小学校グラウンドの鉄棒付近に設置を想定してるので理解して頂く。

■情報掲示板の設置・非常時こそ正確な情報を避難者に周知する

- ・ 避難所での生活ルール・避難者の状況。 ・ 物資の配布案内。
- ・ ライフライン(電気/ガス/水道等のエネルギー関連/携帯等通信設備/バス・JR等の公共交通機関など)の状況。

※ 項目ごとに発表日時に記載順に表示し、わかりやすく
大きな文字で記入する。

※ 避難所の内外に複数ヶ所掲示板を設置し、施設への無用の立入りを防ぐ。

※ 事情により掲示板を読めない方へも配慮する。



■プライバシーの確保（P10～14参照）・開設直後の混乱を未然に防ぐ

- ・ 更衣室/授乳室/洗濯物干場等、男女別の区分や高齢者/障がい者などの要配慮者へのスペースはあらかじめ確保しておく。

■女性や子どもの視点・ストレス低減やプライバシー確保にも

- ・ 多くの避難者が集団生活を強いられる環境では、女性、子ども、高齢者など特別なニーズを持った存在への配慮が重要。皆が安心して過ごせる環境づくりを！

V-2. 3. 管理/対応(生活ルールの一例)

不特定多数の人が混乱状態の中で避難し、生活する避難所では、様々なルールが必要です。取り決めたルールは避難者で共有するためにも掲示板を使って周知します。

生活時間	<ul style="list-style-type: none"> 起床時間： 時 分 消灯時間： 時 分 食事時間 朝食： 時 分 昼食： 時 分 夕食： 時 分 避難所運営委員会/会議 午前： 時 分 午後： 時 分
生活空間の利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 居住空間は土足厳禁/脱いだ靴は各自で保管 来訪者の面会は屋外とする 屋内は禁煙 立入り禁止場所には入らない
食事	<ul style="list-style-type: none"> 食事の配給/居住単位
清掃・洗濯・ゴミ処理	<ul style="list-style-type: none"> 原則世帯単位 共有部分の掃除は当番制にて行う 長時間の洗濯を避けるために別にルールを定める
プライバシーの保護	<ul style="list-style-type: none"> 世帯単位のスペースは無断で立ち入らない/覗かない 避難者の居住空間は部外者の立入りを禁止とする（本部と当事者の許可があればこの限りではない） 居室内でのテレビ/ラジオは原則禁止とし、使用する場合はイヤホンを使って周囲へ配慮する
火災防止	<ul style="list-style-type: none"> 室内で火気（ガスコンロ/ストーブなど）をしようする場合は本部の許可を得て使用ヶ所/時間などルールを決める

✓ ルールの詳細については「マニュアル②様式・資料集」及び「マニュアル③補足(感染拡大防止編)」も参照してください。

掲示板（公民館/小学校体育館内外設置）の例

最新情報について	宇和島市からのお知らせ	避難所生活ルール 生活時間 空間利用 食事 清掃/洗濯/ゴミ処理 プライバシー 火災防止	インフラの復旧状況 電気 水道 バス J R
伝言板 避難者が自由に使用/安否情報など		お風呂 給水車 病院	運営委員会組織図

V. 避難所運営 4. 福祉避難所・福祉スペース

次のような考え方で福祉避難所、福祉スペース（福祉避難室（仮称））が設置されます。救護・要配慮者班を中心に連携を図ります。

福祉避難所の考え方

福祉避難所とは

- 一般の避難所において、避難所生活が困難な高齢者や障がいのある人など、特別な配慮を必要とする方が避難する施設です。
- 福祉避難所は、必要に応じて開設される二次的避難所です。

対象

- 高齢者、障がいのある人、妊産婦、乳幼児、病弱者など、避難所生活において特別な配慮を要する方で、介護保険施設や医療機関などに入所・入院するに至らない程度の在宅の要配慮者が対象です。
- 要配慮者の状態に応じて、要配慮者の介助者1名についても、福祉避難所への避難が可能です。

福祉避難所への避難の流れ

①

身の安全の確保を最優先に、まず一般の避難所に避難

②

一般の避難所において、医師、看護師や保健師等が介助者の有無や障がいの種類・程度に応じて、福祉避難所への受け入れを調整し、対象者を決定

③

スタッフの配置など受入態勢が整ったところで対象者を福祉避難所へ（搬送は原則家族や地域支援者等で行う）

福祉スペースの考え方

福祉避難所において、対象者すべてを収容することは困難であるとともに、避難所生活の長期化等により、特別な配慮を要する方が増加することが想定されるため、一般の避難所の中の福祉スペースとして「福祉避難室」を設置します。

対象となる方の状態と収容施設のイメージ

	軽度	中度	重度	対象
福祉避難室（仮称）	○			比較的介護度が軽度で専門的なケアは必要ではないが、配慮を必要とする方
福祉避難所		○		要介護・障がいの程度が高く、専門的なケアなどの特別な配慮を必要とする方
緊急入所		○	○	身体状況の悪化等により、福祉避難所での避難生活が困難な方
緊急入院		○	○	医療的な処置や治療が必要な方

VI. 安定期以降の取り組み

■安定期から撤収期

- ・施設管理者は、避難所撤収の準備とともに、避難所閉鎖後の施設の本来業務の実施体制の準備を進めます。

※学校の避難所においては、授業の再開を再優先に考え、縮小・統合を進めます。そして、統合する場合には地区・町丁目ごとに統合し、避難者への影響が出来るだけ少なくなるように配慮します。

- ・安定期（3週間目以降）では運営体制の見直しを図り、相談体制の確立、こころのケアなどを図るとともに、避難者の自立へ向けた取り組みにあわせて、避難所の撤収への合意形成を進めます。

■避難所統廃合に伴う移動

- ・全体的な避難者の減少などに伴い、市災害対策本部から他の避難所への集約の指示があった場合、担当職員、施設管理者、運営委員会は、避難者に対して避難所の移動に関する理解を得るよう十分に説明を行います。
- ・移動することが決定した後、移動の日時・荷物などの搬送のための車両、人員の確保などについて市災害対策本部と協議・調整を図ります。施設の再開に向けて、避難施設の縮小・統合が進められる際は、避難者に対し部屋の移動などについて広報しておきます。
- ・避難所を移動することが決定した場合は、移動の日時、荷物の搬送について避難者に対し周知しておきます。

■避難所の撤収・閉鎖

- ・担当職員は、使用されなかった物資などの回収が必要となった場合は、その種類、数量を市災害対策本部に連絡して移動・処分を要請します。
- ・担当職員は、避難所管理に用いた記録や台帳などを市災害対策本部に引き継ぎます。

※ 回収物資類は、最小限に整理・集約します。

- ・避難所委員会は、避難所閉鎖の日に、解散します。

建物点検チェックリスト

調査日	年	月	日	時間	午前 / 午後	時
調査者				登録番号		
建物概要	施設名称	高光公民館		建築物名称	高光公民館	
	所在地	宇和島市高串2-134-1		建築年	(西暦)	1990 年
	建物用途					
	構造種別	純鉄骨造 / 鉄骨とRCの混合構造(層内・層別) / RC造に鉄骨屋根 その他(RC造)				
	階数	地上	2 階		地下	階
	建築面積	671.95 m ²		延床面積	404 m ²	
調 査						
方法	内観調査を実施					
1 一見して危険と判定される(該当する場合○をつけ危険と判定し調査を終了する)						判定結果
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の崩落・落階がある						施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 基礎の著しい破壊、上部構造との著しいずれがある						
<input type="checkbox"/> 建築物全体又は一部の著しい傾斜がある						
2 全体の状況に関する点検項目						判定結果
<input type="checkbox"/> 隣接する建物や周辺地盤による破壊の危険性(崖崩れなど)がある						施設が危険又は注意を要する状態
<input type="checkbox"/> 建物が多少なりとも傾斜している						
<input type="checkbox"/> 柱や梁に構成要素が曲がる現象(座屈)が発生している						
<input type="checkbox"/> 筋交いにたわんでいるもの、あるいは破断しているものがある						
<input type="checkbox"/> 柱と梁の接合部が一部破断している、接合部に亀裂が発生している						
<input type="checkbox"/> 柱脚が部分的にでも破損している						
<input type="checkbox"/> 高所からコンクリート片が落下した、あるいは落下しかかっている						
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリートの部分に比較的大きなひび割れ(幅2mm程度)が見られる						
<input type="checkbox"/> 鉄骨部材に著しい腐食が見られる						
<input type="checkbox"/> 窓ガラス・窓枠にひび割れが見られる、窓枠がひずみスムーズに開閉できない						
<input type="checkbox"/> 外装材や内装材にひび割れや隙間が見られる						
<input type="checkbox"/> 屋外階段やひさしがわずかに傾斜あるいは移動している						
<input type="checkbox"/> 照明や吊り物が部分的にずれている						
<input type="checkbox"/> 天井裏を目視できる場合に天井ブレースにたわんでいるものや破断したものがある						
<input type="checkbox"/> その他、異常が見られる						
3 つり天井に関する点検項目						判定結果
<input type="checkbox"/> 天井の一部でも落下または落下しそうな状態である						施設が危険な状態
<input type="checkbox"/> 天井の周囲または段差に破損がある※						
<input type="checkbox"/> 天井が部分的にずれている※						

高光公民館・避難所マニュアル 別添・備蓄品写真一覧 保管場所高小と同じ



玄関横にある防災倉庫には、平成27年度に県の仲介で消防庁から貸与されている6品目(訓練用AED×2・折畳担架×2・折畳リヤカー×2・無線機1組・ハンドマイク×2・ガス発電機×1)の機材が収納されています

下高串集会所

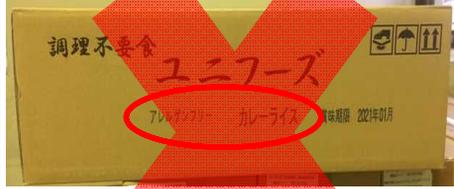


高光小学校



市配布の備蓄品一覧 **X** 印は高光 該当なし -1-

1.調理不要米
(カレーライス・豚丼)



2021/1 賞味期限切れ

2.乾燥パスタ
(カルボナーラ)



3.アルファ化米
(レスキューライス)



4.フリーズドライ
ごはん



5.保存パン
(生命のパンあんしん)



6.飲料水
(500ml × 24本)



7.飲料水
(490ml × 24本)



8.哺乳瓶
(200cc)



9.アルミ鍋
(36cm)



10.カセットコンロ



11.カセットコンロ
ボンベ



12.カセットボンベ
(発電機用)



13.鍋



14.炊き出し
ステーション



15.毛布



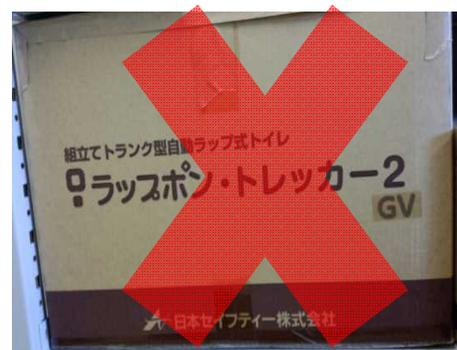
16. アルミ寝袋



17.簡易トイレ



18.ラップポンセット
(トレッカー含)



19.ラップポン専用 フィルムロール



20.トイレ用 パーソナルテント

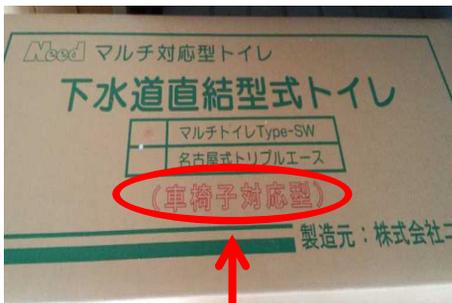


21.マンホールトイレ (一般用)



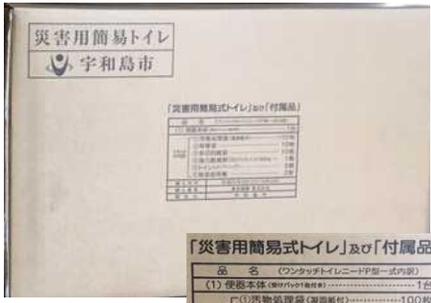
(一般・兼用型)

22.マンホールトイレ (バリアフリー用)



(車椅子対応型)

23.組立式 簡易トイレ



搬入年月:
2018年3月

24.汚物処理袋セット



100枚

25.汚物処理袋セット (追加購入分)



200枚

26.簡易組立便座



27.日用品セット (歯ブラシ・歯磨き粉・石鹸・タオル)



28. マット(緊急畳)



29. ポリバケツ



30. ゴミ袋



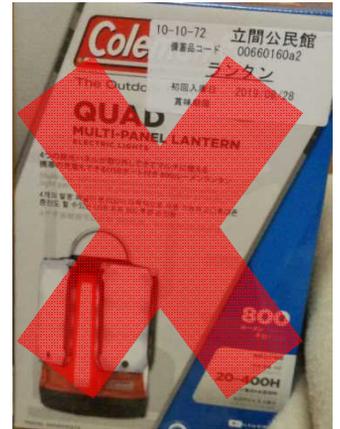
31. 懐中電灯



32. ランタン



33. ランタン



34. ハンド型
メガホン



35. 拡声器



36. 土のう造り用
スコップ



37.ブルーシート



38.救助工具
セットC



39.水のう袋
(50枚入り×40箱)



40.救命胴衣



41.救助工具セット



42.救護用テント



43.折たたみ式
リアカー



44.担架



45.給水袋



46.ヘルメット



47.雨具



48.ワンタッチ式
ドームテント



49.投光器用
三脚含む



50.発電機
(カセットガス式)



51.扇風機
(工業用大型)



52.間仕切りパネル
(6畳)



53.間仕切りパネル
(4.5畳)



54.フォールディング
テーブル



55. マット



56.簡易ベッド
(ダンボール製)



57.間仕切りパネル



58.コードリール



59.調理用品セット
(20点セット)



60.FK工具
セット- II



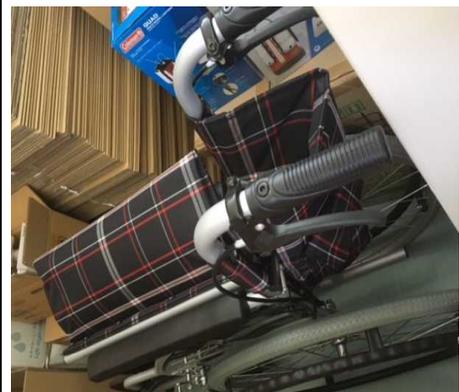
61.脚立



62.四つ折伸縮
担架スチール



63.車椅子



64. 車椅子用
スロープ



65.災害対策用
プライベートルーム



66.マグネシウム
空気電池



67.エアベッド



68.エアポンプ



69.液体ミルク



70.災害避難所用間
仕切り



71.屋内用車イス



72.車イス スロープ板



73. A オストメイト 洗浄セット

74.B ストーマ用

75.消毒液



76.温度計

77.消毒用オート ディスペンサー

78.隔離用テント

温度計

1秒
高速測定

- 推奨距離 約1cm~5cm
- 音ON/OFF
- 3色液晶

温度によって液晶の色が切り替わる

単4電池×2本は別売となります

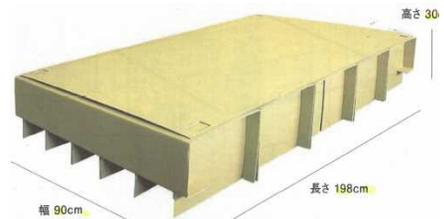
※日本語説明書付き
※1年保証付き (保証は日本国)
保証期間内でも、次の場合は対象外となります
・落下、水浸しによる故障
・火災、地震および風水害、天災地変などによる故障・損傷



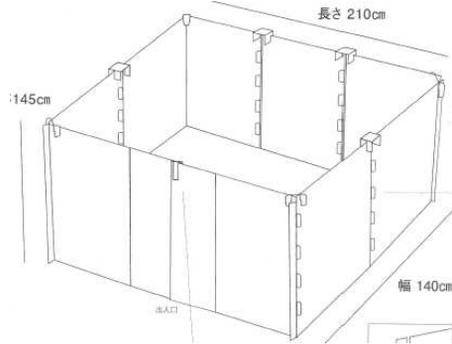
79.キャンピング ベッド

80.ガウンセット

81.段ボールベッド



82. 段ボールパーティション



83. サーモゲート



84. 薬箱



消防庁貸与品③



③ A E D(訓練用2セット).JPG

消防庁貸与品⑥



⑥折畳式担架.JPG

消防庁貸与品⑦



⑦折畳式リヤカー.JPG

89. 消防庁貸与品⑧



⑧特定小電カトランシーバー(2台).JPG

消防庁貸与品⑨



⑨ハンドマイク(電子メガホン).JPG

消防庁貸与品⑫



⑫ガス発電機(1kw程度).JPG

高光公民館
避難所運営マニュアル ②
様式・資料集 #1

令和2年5月 宇和島市危機管理課 修正版

様式目次

様式 1-2	避難所感染症対策のチェックリスト	1
様式 5-1	避難者名簿	2
様式 5-2	避難者一覧表	4
様式 5-3	避難者の健康等チェックシート	5
様式 6-1	避難所状況報告書（初動期用）	6
様式 6-2	避難所状況報告書（第 報）	8
様式 6-3	避難者の健康状況調査シート	10
様式 11	「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）	11
様式 17-1	避難所ボランティア受付表	12
様式 17-2	ボランティア活動時の注意事項等	13
様式 18-1	取材に来られた方への注意事項	14
様式 19	健康・保健衛生上の注意事項	15
資料 2-1	避難所担当職員の参集について	16
資料 2-2	新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト	17
資料 2-3	避難所の感染予防対策について	21
資料 2-4	新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応	23
資料 3-1	正しい手洗いの仕方	25
資料 3-2	咳エチケットの徹底	27
資料 3-3	マスクの着け方・外し方	28
様式 3-4	消毒液の作り方	29
様式 3-5	トイレの清掃の仕方	30
様式 3-6	手袋・エプロンの外し方	31

様式 1-2

避難所感染症対策のチェックリスト

避難所名 高光公民館

記入者 ()

連絡先 ()

分類	チェック項目	結果○
環境	ライフラインの確保ができています	ガス／電気／水道／電話
	床掃除ができています	回/日 チェック体制：有／無
	共有部分（特にトイレや洗面場所など水回り）の清掃・消毒ができています	回/日 チェック体制：有／無 トイレの状況： 仮設／常設 水洗／汲み取り
	ドアノブや手すり等の多くの人が触れる場所の消毒ができています	
	避難所の出入口や各部屋の出入口に手指消毒用アルコールを配置しています	
	トイレや手洗い場に、液体せっけん、ペーパータオルを配置しています	
	固形石鹸、布タオルの共有をしていない	
	ハエや蚊の対策を十分にしています	
	換気をしています	常時 or 分毎
	温度・湿度に配慮しています	
	有症状者等が滞在する個室等を設けている	個室 or 隔離スペース
	有症状者等専用のトイレや出入口を設けている	
	ゴミの管理が適正にできています	
	食べ物の管理が適正にできています	賞味期限の確認→期限切れ廃棄
物品	手洗い用液体石けん	
	ペーパータオル	
	手指消毒用アルコール	
	ウェットティッシュ・除菌シート	
	マスク	
	体温計・非接触型温度計	
	次亜塩素酸ナトリウム	
	長袖ガウン	
	フェイスシールド	
	ゴミ袋	
	使い捨て手袋	
	吐物処理セット・処理手順説明書	
	啓発 掲示	手洗い、うがいを励行するよう呼びかけている
咳エチケットの実施を呼びかけている		
マスクの着用を呼びかけている		
早めの受診を勧めている		
土などで汚れた傷を放置せず、医療機関に紹介する環境整備・清掃・消毒を呼びかけている		
吐物処理について（嘔吐した際は申告し、避難所スタッフが処理対応する）		
体調がすぐれない場合に申し出るよう呼びかけている		
情報収集		避難者名簿の登録を確実にしている
	避難者の受付時に体温測定、健康チェックを実施している	
	定期的に、避難者の体温測定、健康チェックを実施している	回/日
	避難者の健康管理の実施状況を災害対策本部に報告している	
医療機関の受診結果の報告を求めている		
その他	下痢、嘔吐、発熱患者が同時期に複数の避難者に発生した場合には、災害対策本部及び保健所に連絡する	
引継 事項 (巡回者)	不足物品 ()	
	要準備の掲示物・物品 ()	

避難者 → 被災者管理班 (市担当者)
 (避難所名 高 光 公 民 館)
 No _____

避難者名簿

組・班名 _____

①	世帯代表者氏名						住 所	
②	入所日時	年 月 日 時 分					電 話	
	家	ふりがな 氏 名	年 齢	性 別	要 配 慮 者	体 調 不 良	所 属 自治会名	
				男 女		有 無	家屋の 被害状況	全壊 ・ 半壊 ・ 一部破損 停電・ガス停止・断水・電話不通
				男 女		有 無	親族等 連絡先	住所 氏名 電話
	族			男 女		有 無	車 (使用者のみ)	車種 ナンバー
				男 女		有 無		
	注 意 点	(病気や障がいなど配慮して欲しいこと、体調不良の場合の詳細をお書きください。)						
避 難 形 態	ア：避難所避難者 イ：テント泊 ウ：車中泊 エ：在宅避難者 オ：帰宅困難者 カ：その他							
③	個人情報の 取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、 希望しない場合は、○で囲んで下さい。					希望しない	
④	避難スペース の区分	一般 個室 その他 ()	滞 在 区 画		避 難 者 グループ			
⑤	退出日時	年 月 日 時 分					登 録	
		転出先 住所 (氏名) 電話					退 所	

- ◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班 (市担当者) へお渡しください。
- ◎ 名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになりますので、車中泊や在宅避難者の方も記入してください。

様式 5 - 1 (記入例)

避難者 → 被災者管理班 (市担当者)
 (避難所名 高光公民館)
 No _____

避難者名簿

組・班名 〇〇班

①	世帯代表者氏名	宇和島 太郎					住所	宇和島市曙町〇-〇
②	入所日時	〇〇年〇〇月〇〇日〇〇時〇〇分					電話	〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇〇
	家	ふりがな	年	性	要配慮者	体調不良	所属町内会名	〇〇〇自治会
		氏名	年齢	性別				
		うわじま 太郎 宇和島 太郎	44	男		有 無		
	族	うわじま 花子 宇和島 花子	44	男		有 無	家屋の被害状況	全壊・半壊・一部破損 停電・ガス停止・断水・電話不通
		うわじま 一郎 宇和島 一郎	10	男		有 無		
		うわじま ヨネ 宇和島 ヨネ	78	男	〇	有 無	親族等連絡先	住所 氏名 電話
				男		有 無	車 (使用者のみ)	車種 ナンバー
注意点	(病気や障がいなど配慮して欲しいこと、体調不良の場合の詳細をお書きください。) 花子 37.8℃の発熱、咳あり ヨネ 右足が不自由 (車椅子必要)							
避難形態	ア：避難所避難者 イ：テント泊 ウ：車中泊 エ：在宅避難者 オ：帰宅困難者 カ：その他							
③	個人情報の取り扱い	ご親族の方々等に安否をお知らせするため、住所、氏名、性別を公表及び他からの問い合わせに対し回答する予定ですが、 希望しない場合は、〇で囲んで下さい。					希望しない	
④	避難スペースの区分	一般 その他 (<u>個室</u>)	滞在 区画	小会議室	避難者 グループ			
⑤	退出日時	年 月 日 時 分					登録	
	転出先 住所 (氏名) 電話						退所	

- ◎ この名簿は、入所時に世帯代表の方が記入し、管理班 (市担当者) へお渡しください。
- ◎ 名簿を提出することで、避難者登録され、避難所での生活支援が受けられるようになりますので、車中泊や在宅避難者の方も記入してください。

被災者管理班 → 市担当者 → 災害対策本部 (避難所・物資チーム)
 (避難所名 高光公民館)
 No. _____

避難者一覧表

	世帯区分 (注1)	ふりがな 氏名	避難 状態 (注2)	年 齢	性別	住 所 電 話	入 所 日 時 退 所 日 時	情報 公開 不可 (注3)	月 日	備 考 (注5)
									体温 症状 (注4)	
1					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
2					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
3					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
4					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
5					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
6					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
7					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
8					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
9					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
10					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
11					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
12					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
13					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
14					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
15					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
16					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
17					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
18					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
19					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	
20					男・女	()	月 日 時 分 月 日 時 分		℃ 有・無	

- ◎ 管理班(市担当者)は、避難者が記入した避難者名簿を取りまとめ、この一覧表を作成します。
- ◎ (注1) 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに実線で区切ります。
- ◎ (注2) 避難状態は避難者名簿と同様に次の区分とし、記号で記入します。
 ア. 避難所避難者 イ. テント泊 ウ. 車中泊 エ. 在宅避難者 オ. 帰宅困難者 カ. その他
- ◎ (注3) 安否確認のための情報公開について希望なしの場合には、○印を記入します。
- ◎ (注4) 避難者の毎朝の体温測定、健康チェックシートを基に、体温及び症状の有無を記入します。
- ◎ (注5) 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。

ひなんしょ こ かた
避難所に来られた方へ

ねん がつ 日にち
年 月 日

ひなんしゃ けんこうなど
避難者の健康等チェックシート

しんがた かんせんかくだいぼう したいさく ひなん うけつけ あわ
新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため、避難の受付に併せて
けんこう おこな きょうりょく ねが
健康チェックを行っています。ご協力をお願いいたします。

し めい ねん れい さい
氏名 年 齢（ 歳）
たいおんそくてい ど じかん
体温測定（ . °C） 時間（ : ）

けんこう
【健康チェック】

チェック項目	回答
① 発熱や熱っぽさがありますか？	（はい・いいえ）
② 咳や喉の痛み、くしゃみ等の風邪症状がありますか？	（はい・いいえ）
③ 体のだるさ、体の痛み等の不調がありますか？	（はい・いいえ）
④ 吐き気、嘔吐や下痢等の症状がありますか？	（はい・いいえ）
⑤ 味やにおいが感じにくいことがありますか？	（はい・いいえ）
⑥ 直近、2週間で新型コロナウイルス等の感染症が 流行している地域に訪れたことがありますか？	（はい・いいえ）
⑦ その他、体のことで気になることがあれば記入してください。 （ ）	

避難所状況報告書（初動期用）

災害対策本部 : FAX 24-6094 TEL 49-7083、49-7006

避難所名	高光公民館	開設日時	年 月 日 時 分	避難種別	準備情報・勧告・指示 自主避難	閉鎖日時	年 月 日 時 分
------	-------	------	--------------	------	--------------------	------	--------------

		第1報（参集後すぐ）	第2報（3時間後）	第3報（6時間後・閉鎖時）
送信者名				
災害対策本部受信者				
報告日時		月 日 時 分	月 日 時 分	月 日 時 分
受信手段		FAX・電話・伝令・その他（ ）	FAX・電話・伝令・その他（ ）	FAX・電話・伝令・その他（ ）
受信先番号				
人 数		約 人	約 人	約 人
世 帯		約 世帯	約 世帯	約 世帯
傷 病 者		有（ 人） ・ 無	有（ 人） ・ 無	有（ 人） ・ 無
周 辺 状 況	建物安全確認	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険	未実施・安全・要注意・危険
	人命救助	不要・必要(約ヶ所 人)・不明	不要・必要(約ヶ所 人)・不明	不要・必要(約ヶ所 人)・不明
	火 災	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険	なし・延焼中(約 件)・大火の危険
	土砂災害	未発見 ・ あり ・ 警戒中	未発見 ・ あり ・ 警戒中	未発見 ・ あり ・ 警戒中
	ライフライン	停電・ガス停止・断水・電話不通	停電・ガス停止・断水・電話不通	停電・ガス停止・断水・電話不通
	道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	通行可・渋滞・片側通行・通行不可
	建物倒壊	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明	ほとんどなし・あり(約 件)・不明
緊急を要する事項 (具体的に箇条書)				
参集した市担当者				
参集した施設管理者				

様式6-1 避難所状況報告書の使用方法と注意事項

第1報～第3報は、同じ用紙に記入すること。

〔第1報〕

- 市担当者は、避難所に到着したら、速やかに第1報を災害対策本部に報告する。
- 「受信手段」は、避難所で受信可能な方法を選択して○印を付けること。
- 避難所から、LINE、FAXや電話により災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡できないときは、伝令により連絡する。
- 地域の周辺状況のうち「火災」は、避難所管内地域の状況を記入し、その他の周辺地域の情報は、「緊急を要する事態」欄に発生地区名、状況を記入する。
- 「人命救助」の要否については、「人命救助」の要否については、何カ所、何人くらいの救助の必要があるのか記入すること。
- 「停電」、「断水」等の被害については、避難者から登録の際にその内容をまとめ、記載する。
- 「世帯数」は、様式6が世帯ごとに作成されるので、その枚数により回答することも可能。
- 「傷病者」は、災害による怪我等の外傷、発熱や咳症状、嘔吐や下痢などの体調不良を訴える者の有無及び人数を記載する。

〔第2報〕

- 市担当者は、災害発生後おおむね3時間以内に第2報を災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告する。
- 第2報では、避難者が増加しているか否か、受入れ能力を超えているか否かについても、「緊急を要する事項」の欄に記入し、報告する。
- 「人的被害」の状況についても記入する。

〔第3報〕

- 市担当者は災害発生後おおむね6時間以内に第3報を災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告する。
- 報告内容は、第2報と同様とする。
- 避難所を閉鎖した場合には、「閉鎖日時」欄を記入し、この様式により、速やかに災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告する。

この報告用紙は、保管する。

避難所状況報告書（第 報）

避難所名		高光公民館		施設管理者職氏			
送信者所属氏名				災害対策本部受信者名			
報告日時				避難所 FAX・TEL			
世帯数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引増減 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
	在宅避難	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
	帰宅困難	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
	合計	(※) 世帯		(※) 世帯		(※) 世帯	
人数		現在数 (A)		前日数 (B)		差引増減 (A-B)	
内 訳	避難者	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
	在宅避難	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
	帰宅困難	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
	合計	(※) 人		(※) 人		(※) 人	
(再) 傷病者	(※) 人		(※) 人		(※) 人		
運 営 状 況	組	編成済み・未編成		地 域 状 況	土砂崩れ	未発見・あり・警戒中	
	避難所運営委員会	設置済み・未編成			ライフライン	停電・ガス停止・断水・電話不	
	活動班	編成済み・未編成			道路状況	通行可・渋滞・片側通行・通行不可	
避難所対応人数		市職員数	ボランティア人	その他人数	合計人数		
		人	人	人	人		
避難所運営委員会 会長名・連絡先		TEL		FAX			
避難所運営委員会		対応状況				今後の要求、展開	
連 絡 事 項	総務班						
	被災者管理班						
	情報広報班						
	施設管理班						
	食料物資班						
	救護班						
	衛生班						
	ボランティア班						
市担当者							
施設管理者							
対処すべき事項、予見される事項（水・食料の過不足 物資の過不足 風邪等の発生状況 避難所の生活環境 等）							

※ 内訳欄の () 内には屋外避難者、車中避難者等を記入すること。

様式 6 - 2 「避難所状況報告書」記載要領

- ※ 毎日 _____ 時に、災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告すること。
- ※ 避難所開設から第 3 報（6 時間後）までは、様式 6 - 1（初動期用）により報告すること。
- 「連絡事項」欄には、各班の活動において発生した問題や、その解決策等を記入し、他の避難所の運営活動の参考となるようにする。
- 物資と食料については、別紙様式を使用する。

(注)

「避難者」・・・自宅に住めなくなり、避難所で生活している者

「在宅避難者」・・・自宅に住むことはできるが、ライフラインの途絶などの理由で生活できず、避難所の施設を利用したり、食料・物資の配給などを受ける者

「帰宅困難者」・・・出張や旅行等で交通機関が不通のため帰宅できなくなった者

「傷病者」・・・災害による怪我等の外傷、発熱や咳症状、嘔吐や下痢などの体調不良を訴える者

この報告用紙は、保管する。

避難者の健康状況調査シート

年 月 日 午前・午後 時 分

避難所名 高光公民館

避難者数 名 再掲：5歳未満
65歳以上 名

記入者氏名

症 状	5歳未満	5歳から 65歳未満	65歳以上
① 発熱	人	人	人
② 咳、喉の痛み、くしゃみ	人	人	人
③ 倦怠感、体の痛み	人	人	人
④ 吐き気、嘔吐、下痢	人	人	人
⑤ 味覚や嗅覚の異常	人	人	人
⑥ 流行地への渡航歴	人	人	人
⑦ その他の症状	人	人	人

避難者の方々の健康状態を把握することにより、感染症のまん延をいち早く察知し、大流行を食い止めることにつながります。

毎日、上記のような症状の有無を確認し、人数を記入します。

上記のような症状がある避難者については、避難所内で健康な方とは別室に避難していただき、医療機関の受診を勧めます。

また、上記のような症状がある避難者が多数いる場合には、市災害対策本部（避難所・物資チーム）へ相談します。

「物資・食料などの配分方針」に関する伝達文（案）

- 1 物資・食料・水などは公平に配分します。
- 2 特別な配給をする場合は、委員会の理解と協力を得てから行います。
- 3 物資・食料の配布は、各組の代表者の方にお渡ししますので、各組内で分配するようにしてください。
- 4 物資・食料の配布時に、密集状態にならないよう十分に間隔を開けて並んでください。
- 5 物資などの配布は、原則毎日_____時頃に、場所は_____で食料物資班が配布しますので、秩序を持って班員の指示に従い受け取ってください。
- 6 配布する物資などの内容、数量は、その都度、放送、掲示などでお伝えします。
- 7 感染症予防の観点から物資・食料の配布時は、直接手渡しはせず、机の上に並べているものから必要な数を取ってください。
- 8 各自必要な物資などは、避難所運営委員会の物資窓口に申し込んでください。在庫がある場合はその場でお渡ししますが、在庫が無い場合は災害対策本部事務局へ要請します。入荷状況については後日窓口で確認してください。

避難所ボランティア受付表

避難所名	高光公民館		受付年月日		年	月	日
No	氏名・住所・電話	性別	職 業	体温 体調確認	過去のボランティア経験の有無とその内容		
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	
	氏名： 住所： 電話：	男 女		℃ 良好・不調	有 無	(活動内容)	

ボランティア活動時の注意事項等

ボランティアの皆さまへ

宇和島市災害対策本部
高光公民館 避難所運営委員会

このたびはボランティア活動に参加いただき、ありがとうございます。
皆さまに、安全でまた気持ちよく活動していただくために、以下の各項目について、活動の際の留意点としてご確認いただきますようお願いいたします。

- 1 ボランティア保険への加入はお済みですか？
ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険へ加入していない場合は、ボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いいたします。
※ ボランティア保険には、全国社会福祉協議会の福祉ボランティア保険（災害時特約付き）があります。また、大規模な災害の場合には、その災害を特定した保険が制定されていることもあります。
- 2 ボランティア活動の際には、受付時に渡される腕章や名札等の「ボランティア証」を身に付けてください。
- 3 グループで仕事ををお願いする場合には、グループ内でリーダーを決めていただき、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。
- 4 ボランティアの皆さまには、危険な活動はお願いしませんが、疑問等があれば、作業に取りかかる前にボランティアセンター等にご相談ください。
- 5 体調の変化や健康管理等は、皆さん各自でご注意の上、決して無理をしないようお願いします。
- 6 被災者の気持ちやプライバシーには十分配慮し、マナーのある行動や発言・言葉づかいに心がけましょう。
- 7 感染症発生防止のため、避難所で活動を行う場合には、事前に体温測定と健康チェックを行ってください。（発熱や症状のある方は受入れできません）
- 8 感染症発生防止のため、避難所ではマスクを着用し、こまめな手洗いや咳エチケットの徹底にご協力ください。
- 9 その他
（その他の留意すべき事項がある場合には記載します。）

ボランティア活動時の服装・持参品等

- 動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、革手袋、防塵マスク
- 懐中電灯、雨具（カッパ）、携帯ラジオ
- 飲料水、弁当、ごみ持ち帰り用袋
- 感染症予防資機材（マスク、手指消毒用アルコール、手袋、ガウン等）、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等）、タオル、ティッシュ、保険証のコピー、小銭、地図、筆記用具、メモ帳

※ 災害の種類・季節等により、必要なものを修正してからこの様式を使用します。

取材に来られた方への注意事項

避難所内で取材を行う場合には、以下の点に注意して下さい。

宇和島市災害対策本部
高光公民館 避難所運営委員会

1 取材等を行う前に、必ず受付へ申し出て下さい。

- ・取材内容の確認と受付用紙の記入をしてください。

2 避難所の感染症発生の防止にご協力ください。

- ・不要不急の取材等は自粛していただきますようお願いいたします。
- ・避難所に入る方は体温測定と健康チェックを行ってください。
- ・避難所に入る人数は、最低限の人数に留めてください。
- ・避難所では必ずマスクを着用し、出入口で手指消毒を行ってください。

3 避難所のプライバシーの保護にご協力ください。

- ・避難所では、運営責任者およびスタッフの指示に従ってください。
- ・居住区域や立ち入り禁止区域での取材はできません。
- ・避難所の撮影や、避難者にインタビューする場合は、必ず運営責任者と取材対象者の許可を取ってください。

4 避難所では「名札」や「腕章」などを付け、所属を明らかにしてください。

5 お帰りの際にも、必ず受付へお立ち寄りください。

- ・取材が終わった旨を届け出て下さい。
- ・取材に関する事は、下記へお問い合わせください。

災害対策本部事務局：0895-49-7006

健康・保健衛生上の注意事項

【生活・衛生環境】

- 清掃や換気をこまめに行いましょう。
- ごみの分別を徹底しましょう。
- ごみは生活区域から離れた場所に置き、廃棄場所を決めて集積しましょう。
- トイレの清掃・消毒は定期的に行い、衛生管理に注意を払いましょう。
- 手洗い・うがいを励行しましょう。
- 体操に参加するなどして体を動かしましょう。
- 見守りや声かけをして、お互いに疲労の軽減や心のケアに努めましょう。
- 健康面や精神面で心配事があれば、医師や保健師の巡回時に相談しましょう。

【エコノミークラス症候群に注意！】

エコノミークラス症候群（深部静脈血栓症）とは、長時間、身体を動かさないことにより、ふくらはぎの血のかたまりの一部が血流に運ばれて、肺などの血管をふさいでしまう状態で、命にかかわる危険もあります。こまめに水分をとり、体操をするなど身体を動かしま

【食中毒・感染症予防】

- 手指は液体石けんと流水で洗うか、消毒用アルコール剤で消毒しましょう。
- せきやくしゃみをするときは、ハンカチやティッシュで口を覆いましょう。
- 咳の出ている人や介護をする人は、必ずマスクを着用しましょう。
- 食器やコップ、かみそり、歯ブラシ、タオルは共有しないようにしましょう。
- 熱、咳、嘔吐、下痢のある場合は、個室で対応しましょう。
- 吐しゃ物の拭き取りには、次亜塩素酸ナトリウム液（0.01%～0.1%）を使用しましょう。

【要配慮者への配慮】 ※様式14も参考にしてください。

- 高齢者・障がい者・乳幼児・妊産婦などを優先して、和室や空調設備のある部屋を割り当てましょう。
- トイレに行きやすい場所を福祉避難スペースとしましょう。
- 人工透析・糖尿病など慢性疾患患者への食事内容に配慮しましょう。
- 相談窓口を設置し、要配慮者のニーズに応えられるようにしましょう。
- 小麦・そば・卵・乳・落花生・エビ・カニなどアレルギーの危険性のある食物に十分注意しましょう。
- おもちゃ、絵本、文房具など子どもが安心できるものを用意しましょう。

【性差によるニーズの違いへの配慮】

- 避難所運営委員会に男性も女性も参画し、男性、女性、性的マイノリティなど多様な人々のニーズに配慮できるようにしましょう。
- 着替えなどのため人目につかない場所を確保できるよう配慮しましょう。
- 仮設トイレは男女別に配置しましょう。
- 女性用の洗濯場や物干場を設置しましょう。
- 生理用品など女性が必要とする物資の配布は、女性の担当者が担いましょう。
- 夜間は避難所のパトロールを行い、子どもや女性の安全に注意しましょう。

避難所担当職員の参集について

危機管理課

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、避難所の感染予防対策を強化しています。ご協力お願いいたします。

注意事項

- 参集前に必ず体温を測定してください。
- 入退所時には、必ず手指消毒を行ってください。
- 避難所では、必ずマスクを着用してください。
- 各自、手洗いや咳エチケットを徹底してください。

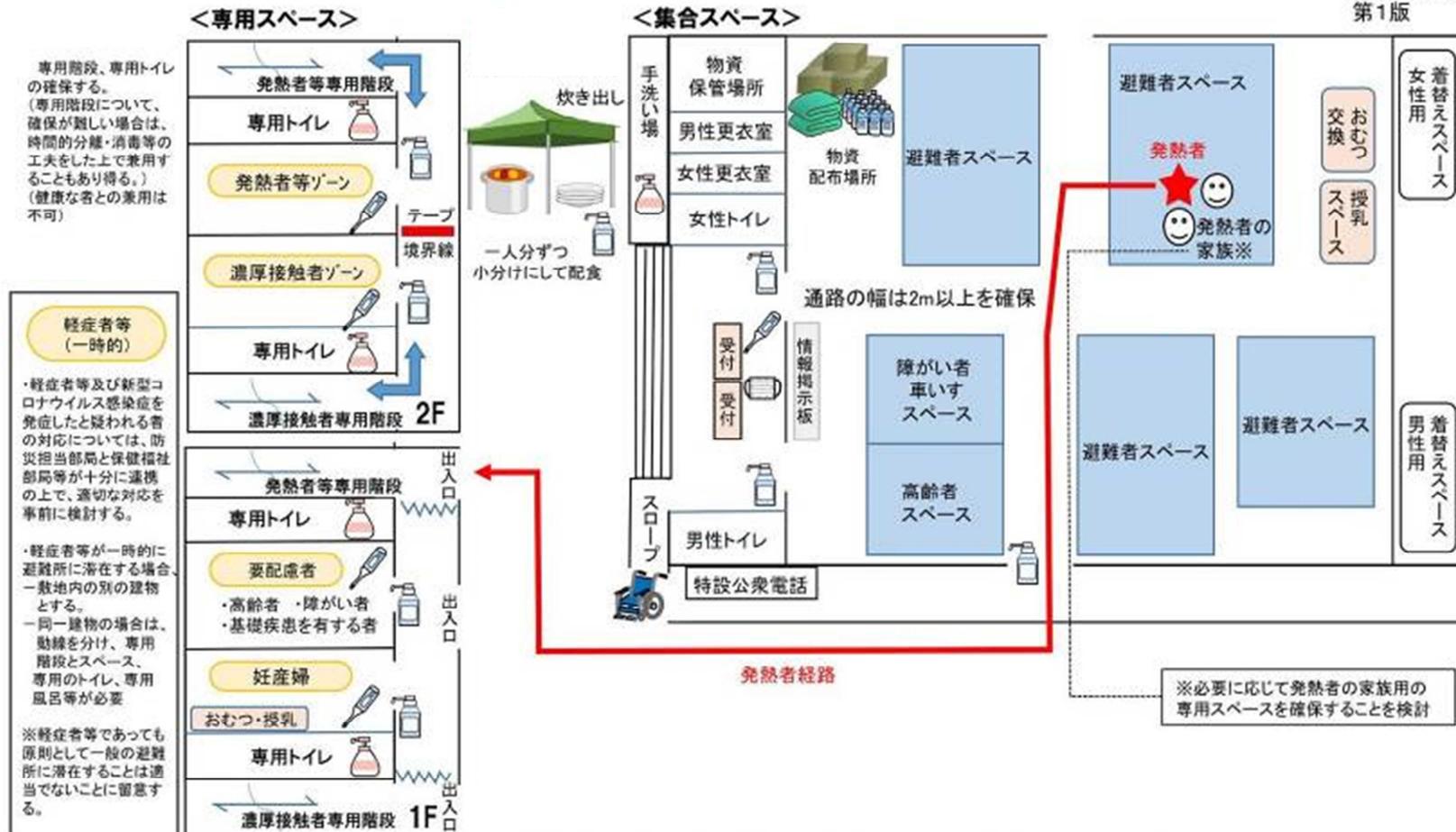
※ 以下に該当する方は、各部局内で、要員を交代し参集してください。

- 発熱がある方、微熱が続いている方
- 咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある方
- 頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある方
- 直近、2週間以内に体調不良等で病院を受診した方
- 直近、2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある方

体温測定は、自宅又は執務室で各自が行ってください。

新型コロナウイルス感染症対応時の避難所レイアウト（例）〈避難受付以降〉

R2. 5. 20
第1版



※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）を一部修正

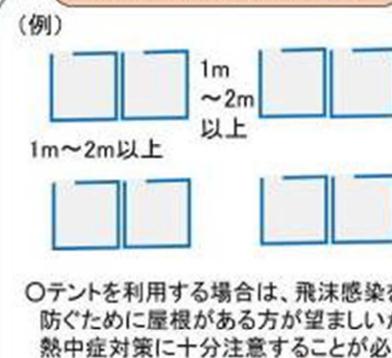
健康な者の避難所滞在スペースのレイアウト（例）

- 体育館のような広い空間において、健康な者が滞在するスペースとしては、以下のような方法が考えられる。
- 感染リスクの高い高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦等が滞在中の場合には、避難所内に専用スペースを設けることが望ましいが、体育館内に専用ゾーンを設け、以下と同様の考え方で利用することも考えられる。

テープ等による区画表示

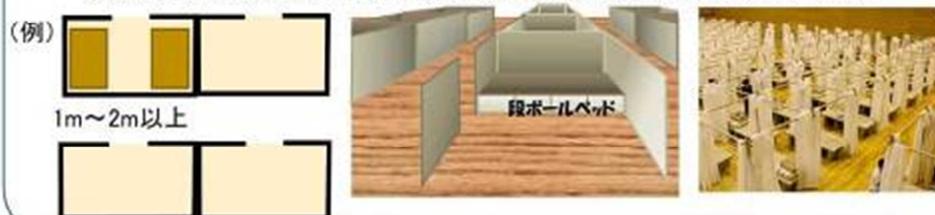


テントを利用した場合



パーティションを利用した場合

○ 飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。



※ 人と人の間隔は、できるだけ2m(最低1m)空けることを意識して過ごしていただくことが望ましい。

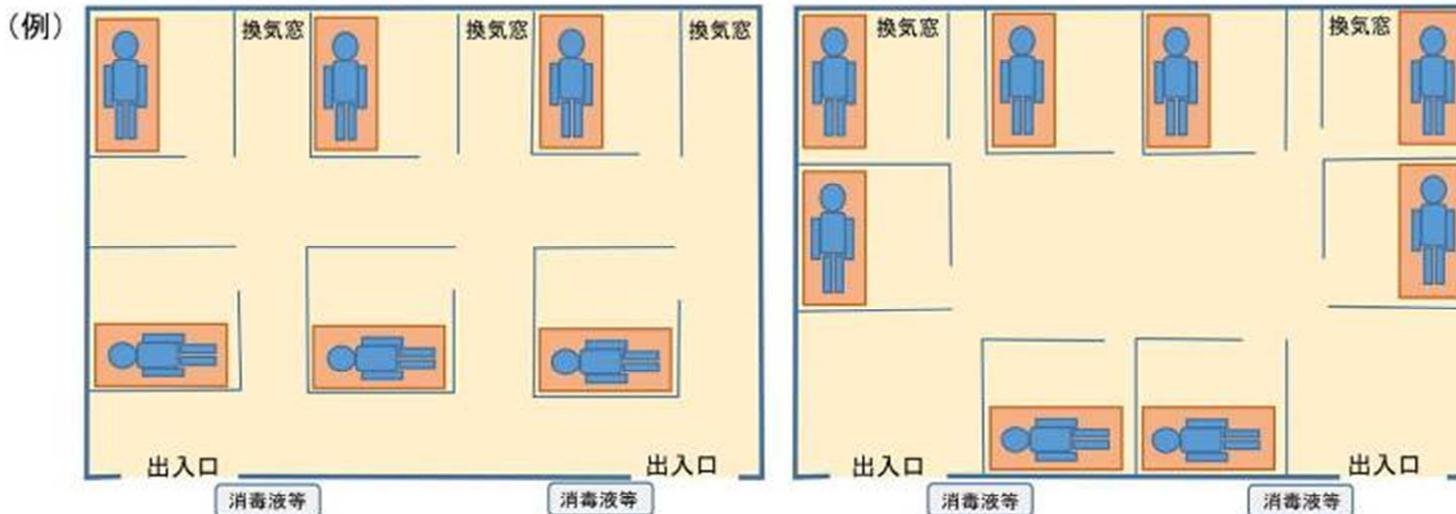
※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。



出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通知）

発熱・咳等のある者や濃厚接触者専用室のレイアウト（例）

- 発熱・咳等のある者は、可能な限り個室にすることが望ましいが、難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。やむを得ず同室にする場合は、パーティションで区切るなどの工夫をする。
- 濃厚接触者は、可能な限り個室管理とする。難しい場合はそれぞれ専用のスペースを確保する。
※濃厚接触者は、発熱・咳等のある者より優先して個室管理とする。



※飛沫感染を防ぐため、少なくとも座位で口元より高いパーティションとし、プライバシーを確保する高さにすることが望ましい。また、換気を考慮しつつ、より高いものが望ましい。

- ・軽症者等は、予め災害時の対応・避難方法等を決めておくことが望ましいが、避難所に一時的に滞在する場合がある。
- ・感染予防および医療・保健活動のしやすさの観点から、地域における感染拡大状況や、各避難所、活用するホテル・旅館等の状況を踏まえ、防災担当部局や保健福祉部局等の連携のもと、必要に応じて特定の避難者の専用の避難所を設定することも考えられる。
(例:高齢者・基礎疾患を有する者・障がい者・妊産婦用、発熱・咳等の症状のある者用、濃厚接触者用)

※ 上記は全て実施することが望ましいが、災害時において、種々の制約が想定され、出来る範囲で最大限実施することが望まれる。

出典：避難所における新型コロナウイルス感染症への対応の参考資料について（令和2年5月21日内閣府政策統括官（防災担当）付参事官等通

ひなんじょ かんせんよぼうたいさく 避難所の感染予防対策について

しんがた かんせんかくだい しんばい
新型コロナウイルスの感染拡大が心配されています。

ひなんじょ しんがた かんせん きょうりょく
避難所で新型コロナウイルスの感染が広がらないよう、ご協力を
お願いいたします。

こじん おこな かんせんよぼう <個人が行う感染予防>

- ひなんじょ かのう かぎ つ
・避難所では、可能な限りマスクを着けましょう。
- ひなんじょ かくへや では とき しゅししょうどく
・避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- てあら せき じっし てってい
・こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- ほか ひなんしゃ きより じゅうぶん たも
・他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- たいちょう かた ひなんじょたんとうしゃ もう で
・体調がすぐれない方は、避難所担当者に申し出てください。
- ひなん せいそう しょうどく かくじ おこな
・避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう

ひなんじょぜんたい おこな かんせんよぼう <避難所全体で行う感染予防>

- つね かんき おこな まど と かいほう
・常に換気を行うため、窓や戸は開放します。
- ていきてき ひなんじょない せいそう しょうどく
・定期的に避難所内の清掃や消毒を行います。
- はつねつ せき げり おうとなど しょうじょう かた べっしつ いどう
・発熱や咳、下痢や嘔吐等の症状がある方は別室に移動していた
だきます。

感染症対策へのご協力をお願いします

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

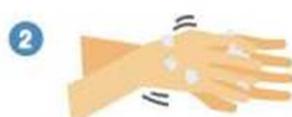
①手洗い

正しい手の洗い方

手洗いの前に
・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



手の甲をのばすようにこすります。



指先・爪の間を念入りにこすります。



指の間を洗います。



親指と手のひらをねじり洗います。



手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

②咳エチケット

3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まる場所でやろう



何もせずに咳やくしゃみをする

咳やくしゃみを手でおさえる



マスクを着用する(口・鼻を覆う)

ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う

袖で口・鼻を覆う

正しいマスクの着用



① 鼻と口の両方を確実に覆う



② ゴムひもを耳にかける



③ 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省 検索



新型コロナウイルスの感染が疑われる場合の対応

*新型コロナウイルス感染症が疑われる方を適切に医療へつなぎ、感染者の重症化の防止と、避難所等での感染拡大を防止するために、次の手順により対応

対応手順

- 体調不良者を「専用スペース」へ誘導
- 下記の相談・受診の目安を参考に、「帰国者・接触者相談センター」へ電話相談
 - ・相談は本人または家族等、状況がわかる者が行うのが望ましいが、難しい場合は、避難所等の担当者や巡回の保健師等が対応
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる場合には、相談センターが受診する医療機関を調整
- 医療機関の受診までの間は、「専用スペース」で待機
 - マスク着用、可能な限り人との接触を避ける 等
- 医療機関への受診は、本人または家族等で対応するのが望ましい

新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

★少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐにご相談ください★

☆息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある

☆重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

重症化しやすい方とは：高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある方、透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

☆上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

※詳細は、裏面の、「新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安」を参照

帰国者・接触者相談センター連絡先

対応時間：24時間対応（土日・祝日含む）

電話番号：089-909-3483（愛媛県・松山市共通）



参考:帰国者・接触者相談センターへ相談する際に手元にあるとよい情報

主症状 (どんな症状がいつからあるか)、基礎疾患の有無、家族状況・行動歴
暴露歴

- 新型コロナウイルス感染症であることが確定した方と接触はあるか
- 発症から2週間以内に、流行地域に渡航又は居住していた、または、流行地域に渡航または居住していた方との接触歴の有無

参考:新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安

1. 相談・受診の前に心がけていただきたいこと

- 発熱等の風邪症状が見られるときは、学校や会社を休み外出を控える。
- 発熱等の風邪症状が見られたら、毎日、体温を測定して記録しておく。
- 基礎疾患(持病)をお持ちの方で症状に変化がある方、新型コロナウイルス感染症以外の病気が心配な方は、まずは、かかりつけ医等に電話で相談

2. 帰国者・接触者相談センター等に御相談いただく目安

- 少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、すぐに御相談ください。(これらに該当しない場合の相談も可能です。)

☆ 息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合

- 重症化しやすい方(※)で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

(※)高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患(COPD等)等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方

- 上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

(症状が4日以上続く場合は必ずご相談ください。症状には個人差がありますので、強い症状と思う場合にはすぐに相談してください。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様です。)

- 相談は、帰国者・接触者相談センター(地域により名称が異なることがあります。)の他、地域によっては、医師会や診療所等で相談を受け付けている場合もあるので、ご活用ください。

(妊婦の方へ)

妊婦の方については、念のため、重症化しやすい方と同様に、早めに帰国者・接触者相談センター等に御相談ください。

(お子様をお持ちの方へ)

小児については、小児科医による診察が望ましく、帰国者・接触者相談センターやかかりつけ小児医療機関に電話などで御相談ください。

※なお、この目安は、国民のみなさまが、相談・受診する目安です。これまで通り、検査については医師が個別に判断します。

3. 医療機関にかかる時のお願い

- 複数の医療機関を受診することにより感染を拡大した例がありますので、複数の医療機関を受診することはお控えください。
- 医療機関を受診する際にはマスクを着用するほか、手洗いや咳エチケット(咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ、ハンカチ、袖・肘の内側などを使って、口や鼻をおさえる)の徹底をお願いします。

できていますか？

衛生的な手洗い



1 流水で手を洗う



両手を洗うのに十分な量の洗剤を取りましょう

2 洗剤を手取る



3 手のひら、指の腹面を洗う



4 手の甲、指の背を洗う



5 指の間(側面)、股(付け根)を洗う



6 親指と親指の付け根のふくらんだ部分を洗う



7 指先を洗う



8 手首を洗う (内側・側面・外側)



9 洗剤を十分な流水でよく洗い流す



10 手をふき乾燥させる



11 アルコールによる消毒

2度洗いが効果的です!

2~9までの手順をくり返し2度洗いで菌やウイルスを洗い流しましょう。

感染症対策へのご協力をおねがいします

！手洗い

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

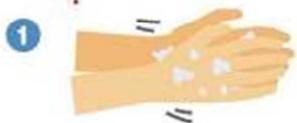
ドアノブや電車のつり革など様々なものに触れることにより、自分の手にもウイルスが付着している可能性があります。

外出先からの帰宅時や**調理の前後**、**食事前**などこまめに手を洗います。

正しい手の洗い方

手洗いの前に

・爪は短く切っておきましょう
・時計や指輪は外しておきましょう



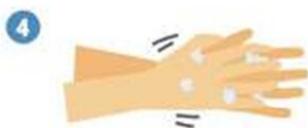
1 流水でよく手をぬらした後、石けんをつけ、手のひらをよくこすります。



2 手の甲をのぼすようにこすります。



3 指先・爪の間を念入りにこすります。



4 指の間を洗います。



5 親指と手のひらをねじり洗いします。



6 手首も忘れずに洗います。

石けんで洗い終わったら、十分に水で流し、清潔なタオルやペーパータオルでよく拭き取って乾かします。

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚労省

検索



感染症対策へのご協力をおねがいします

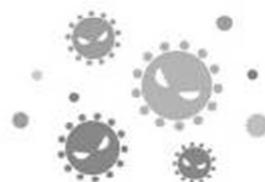
咳エチケット

新型コロナウイルスを含む感染症対策の基本は、「手洗い」や「マスクの着用を含む咳エチケット」です。

■ほかの人にうつさないために

くしゃみや咳が出る時は、飛沫にウイルスを含んでいるかもしれません。次のような咳エチケットを心がけましょう。

- ・**マスク**を着用します。
- ・ティッシュなどで**鼻と口を覆います**。
- ・とっさの時は**袖や上着の内側で覆います**。
- ・周囲の人から**なるべく離れます**。



3つの咳エチケット

電車や職場、学校など人が集まるところでやろう



マスクを着用する（口・鼻を覆う）
ティッシュ・ハンカチで口・鼻を覆う
袖で口・鼻を覆う



何もせずに咳やくしゃみをする
咳やくしゃみを手でかさえる

正しいマスクの着用



1 鼻と口の両方を確実に覆う
2 ゴムひもを耳にかける
3 隙間がないよう鼻まで覆う

首相官邸
Prime Minister's Office of Japan

厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

厚生省 検索



サージカルマスクの着脱方法



出典：救急隊の感染防止対策マニュアル(平成31年3月) 東京消防庁

次亜塩素酸ナトリウムの希釈方法

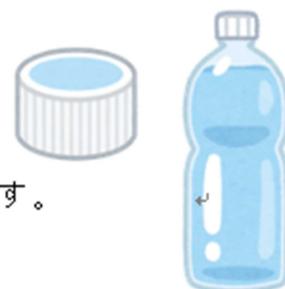
次亜塩素酸ナトリウムを水で薄めて「塩素消毒液」を作ります。

なお、家庭用の次亜塩素酸ナトリウムを含む塩素系漂白剤でも代用できます。

家庭用塩素系漂白剤ハイター、ブリーチなどの濃度は、約5%です。

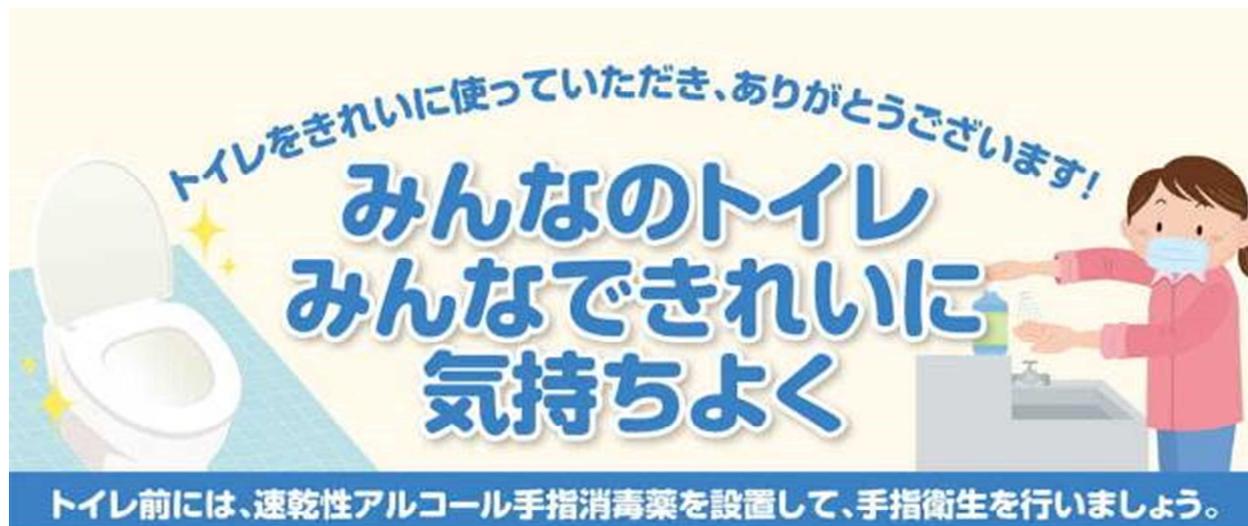
物の表面の消毒には、次亜塩素酸ナトリウム（0.1%）が有効であることが分かっています。

500mlのペットボトル1本とペットボトルキャップを使うと簡単に希釈できます。



	濃度0.1%（希釈倍率50倍）		濃度0.05%（希釈倍率100倍）	
製品濃度	液の量	水の量	液の量	水の量
12%	25ml	3L	12.5ml	3L
5～6%	① 10ml （ペットボトル キャップ2杯） ② 50ml	① 500ml （ペットボトルの水 1本） ② 3L	① 5ml （ペットボトル キャップ1杯） ② 25ml	① 500ml （ペットボトルの水 1本） ② 3L
1%	300ml	3L	150ml	3L

- ▶製品ごとに濃度が異なるので、表示をしっかりと確認しましょう。
- ▶次亜塩素酸ナトリウムは使用期限内のものを使用してください。
- ▶希釈する際は、直接塩素剤が手につかないように手袋をしてください。
- ▶おう吐物などの酸性のものに直接原液をかけると、有毒ガスが発生することがありますので、必ず「使用上の注意」をよく確認してから使用してください。
- ▶消毒液を保管しなければならない場合は、消毒液の入った容器は、誤って飲むことがないように、消毒液であることをはっきりと明記して保管しましょう。



用意する物 使い捨て手袋・ゴム手袋、マスク、ほうき、ちりとり、バケツ、トイレタワシ、消毒薬(ハイターなど)、トイレ掃除シート・新聞紙や布等、ゴミ袋

清掃手順

- 1 マスクと使い捨て手袋(ゴム手袋^{*1})を着用する
- 2 トイレのドアを開け、風通しを良くする
- 3 ほうきで床をはく
- 4 汚物の入ったゴミ袋を交換する
- 5 バケツの水で消毒薬(ハイター等)を希釈する。[ハイターの場合はバケツの水1杯(約5ℓ)にキャップ4杯位(約20cc)]
- 6 ドアノブ、手すり、水洗レバー、タンク、フタ、便座、便器の外側、タイル(床)等の順で、消毒薬を薄めた布等をひたし、しっかりしぼってからふく^{*2}
- 7 複数のトイレの掃除を行う際は、各々の環境を清掃してから、便器の清掃をまとめて行う。
- 8 便器の内側は、消毒薬^{*3}(トイレハイター、ドメスト、サンポールなど原液)をかけ、2~3分後にこすらずに水で流す(汚れには、トイレタワシ等を用いる)
- 9 手袋をはずし、なくなっているトイレットペーパーを補充する
- 10 清掃が終わったら、手洗い^{*4}をする



^{*1} 消毒薬の原液やタワシ・ブラシなどを用いる際には、厚手のゴム手袋が望ましい。
^{*2} 清掃時に使う布や紙は、便器と、その他の清潔部位は分けて使うこと。

^{*3} 塩素系消毒薬(トイレハイター、ドメスト)、塩酸系消毒薬(サンポール)などがある。
^{*4} 水道が復旧していない場合には、速乾性アルコール消毒薬を用いる。

消毒薬を使う際の注意

1. 有毒ガスが発生するため、酸と塩素系は決して混ぜて使用しないこと。
2. 消毒薬を希釈するペットボトルは専用と明記し、誤って飲むことがないように注意する。

宮城県、石巻赤十字病院、東北大学大学院医学系研究科 感染制御・検査診断学分野、臨床微生物解析治療学、
 感染症診療地域連携講座、東北感染制御ネットワーク

出典：東北感染制御ネットワーク

手袋のつけ方



①手指衛生を行う。



②利き手で手袋を取り出し、できるだけ表面に触れないように持つ。



③利き手に装着する。



⑥手袋の中の空気を抜く。



⑤手首までしっかり伸ばして装着する。



④手袋を装着した手でもう片方の手袋を取り出す。飛び出た手袋は箱の中に押し戻す。

手袋の外し方



①利き手で反対側の手袋の手首部分をつまむ。



②手袋の外側が内側になるように外す。



③外した手袋を利き手の手に丸めて握る。



⑥手指衛生をする。



⑤手袋外側が内側になるように外す。オレンジ ハザードへ廃棄する。(※)



④手袋を外した手を利き手の手袋の手首内側に差し込む。

※オレンジハザードとは、感染性廃棄物専用箱のことをいう。

フェイスシールド
マスク

表面をつかむ

首の後ろをちぎる



裏が表になるように
手袋ごと外し

腰の後ろをちぎる

素手で表に触れない



小さくまとめて捨てる



手指衛生



顔に触れないよう外す



手指衛生



出典：新型コロナウイルス感染症に対する透析施設での対応について（第4版）
（令和2年4月1日）公益社団法人 日本透析医会

避難所運営管理マニュアル
(新型コロナウイルス感染拡大防止編)

策 定：令和 2年 5月

編集・発行：松山市総合政策部防災・危機管理課
〒790-8571
松山市二番町4丁目7番地2

策 定：令和 2年 5月

宇和島市版修正：宇和島市総務企画部危機管理課

高光公民館

避難所運営管理マニュアル・補足

宇和島市 危機管理課 R2.6月11日修正
新型コロナウイルス感染拡大防止編

策定・改定 記録一覧

年月日	内容	担当部署
令和2年 5月	新規策定	【松山市】 防災・危機管理課
令和2年5月31日	宇和島市版に修正	【宇和島市】 危機管理課
令和2年6月11日	愛媛県ガイドラインに基づき修正	【宇和島市】 危機管理課

目 次

第1章	総則	1
1	マニュアルの目的	1
2	マニュアルの基本方針	1
3	マニュアルの構成	2
(1)	マニュアルの位置づけ	2
(2)	時系列的な構成	2
(3)	用語の定義	2
第2章	実施すべき業務	3
0	事前準備	3
(1)	事前学習	3
(2)	感染予防資材の準備	6
1	初動期	7
2-1-1	(1) 避難者リーダー、施設管理者、市担当者の健康チェック	7
2-1-2	(2) 感染予防資材の確保	7
2-1-3	(3) 避難所の開設準備	8
2-1-4	(4) 症状がある避難者のための個室等の確保	8
2-1-5	(5) 避難スペースの指定	9
2-1-6	(6) 避難所内の感染予防対策の準備状況の確認	9
2-1-7	(7) 避難者の受入・健康チェック	9
2-1-8	(8) 症状がある者等が避難してきた場合の対応	11
2-1-9	(9) 避難者の感染予防対策の周知・徹底	12
2-1-10	(10) 避難所内の感染予防対策の実施	12
2-1-11	(11) 自宅療養者等が避難してきた場合	13
2	展開期～安定期	14
2-2-1	(1) 避難者リーダー、市担当者、施設管理者の健康チェック	14
2-2-2	(2) 避難所内の感染予防対策の実施	14
2-2-3	(3) 避難者の状況把握、健康管理の実施	14
2-2-4	(4) 避難者に症状が出た場合の対応	15
2-2-5	(5) 避難スペースの見直し	16
2-2-6	(6) ボランティア等の受入れ、対応	16
2-2-7	(7) 災害対策本部（避難所・物資チーム）への報告	16

2-2-(8)	退所者への対応	16
3	撤収期	18
2-3-(1)	避難所の閉鎖の準備	18
2-3-(2)	避難所の清掃・消毒の実施	18
2-3-(3)	施設管理者、市担当者の健康観察	18
2-3-(4)	避難者名簿、健康チェックシートの管理	18
第3章	具体的な感染症予防対策の方法	19
3-1	こまめな手洗い、手指消毒の実施	19
3-2	マスクの着用、咳エチケット等の実施	20
3-3	清掃・消毒の実施	21
3-4	換気の実施	23
3-5	食事・物資の配布	23
3-6	ゴミの処分	24
3-7	症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング	25

第1章 総則

1 マニュアルの目的

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の発生により、日本のどの地域でも、感染の拡大や医療崩壊を食い止めるため、三密（密閉・密集・密接）の回避と、マスクの着用や手洗いが励行されています。

避難所は、飛沫感染・接触感染が非常に起こりやすい環境であり、新型コロナウイルスの感染が続いている状況下で、従来どおりの方法で避難所を開設・運営すると、避難所内で集団感染やクラスターの発生を招くおそれがあります。

このマニュアルは、避難所での感染症防止対策を示すとともに、いつ、誰が、何を、どのように行うべきかを理解することにより、新型コロナウイルスの感染リスクが低減された避難所の運営を目的としています。

新型コロナウイルスの感染を防ぎながら、避難生活を送るためには、避難所を開設する市と避難者が協力しながら、避難生活での混乱などを出来るだけ回避することが必要です。

なお、このマニュアルは、新型コロナウイルスの新たな知見等を踏まえて、より実効性のあるマニュアルとなるよう随時見直します。

2 マニュアルの基本方針

避難所では、避難者自身が基本的な感染予防対策を徹底するとともに、感染症の集団発生を予防するための環境整備と避難者の健康管理を行います。

- ① 避難者は、こまめな手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底します。
- ② 避難所では、常時窓を開放するなど換気を行うとともに、世帯ごとの避難スペース及び間隔を十分に確保し、三密（密閉・密集・密接）を回避します。
- ③ 避難所では、避難者を中心に関係者が協力して、定期的に清掃を行い、トイレや手洗い場等の共有スペース、ドアノブや手すり等のよく触れる場所の消毒を行います。
- ④ 発熱や咳などの症状がある避難者に対しては、個別スペースや部屋を確保し、他の避難者との接触を可能な限り減らします。
- ⑤ 避難者名簿の登録時に、避難者の体温測定と健康チェックを行います。また、避難中も定期的に体温測定と健康チェックを行い、避難者の健康管理を行います。

- ⑥ 避難所で新型コロナウイルスなどの感染症が発生した場合に備えて、避難者名簿や避難者の入退出の管理を確実にを行います。
- ⑦ 感染症は誰もがかかる可能性があります。発熱や咳などの症状がある避難者への偏見や差別を生まないように配慮します。

3 マニュアルの構成

(1) マニュアルの位置づけ

このマニュアルは、「宇和島市避難所運営管理マニュアル」に付随するものとして、避難所運営の中で、新型コロナウイルスの感染の拡大を防ぐために必要な注意点や業務を定めています。

宇和島市避難所運営マニュアル〈作成モデル〉 H28.03（自主防災組織等作成用） 宇和島市避難所運営管理マニュアル 本編・資料編 R02.05（担当職員・管理者用）

付随

宇和島市避難所運営管理マニュアル （新型コロナウイルス感染拡大防止編）
--

よって、このマニュアルを使用する人、または組織は、宇和島市避難所運営管理マニュアルの本編・資料編を参考としてください。

(2) 時系列的な構成

災害発生直後からの業務の時系列的な構成を重視して記載しています。

(3) 用語の定義

① 新型コロナウイルス感染症

2019年12月以降に世界的に感染が拡大している新型コロナウイルス（SARS-CoV-2）による感染症（COVID-19）をいう。

また、新型コロナウイルス感染症の患者とは、医師により新型コロナウイルス感染症と診断された者をいう。

② 要配慮者

災害時において、高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者。その他の特に配慮を要する者として、妊産婦、傷病者、内部障がい者、難病患者等が想定される。

第2章 実施すべき業務

0 事前準備

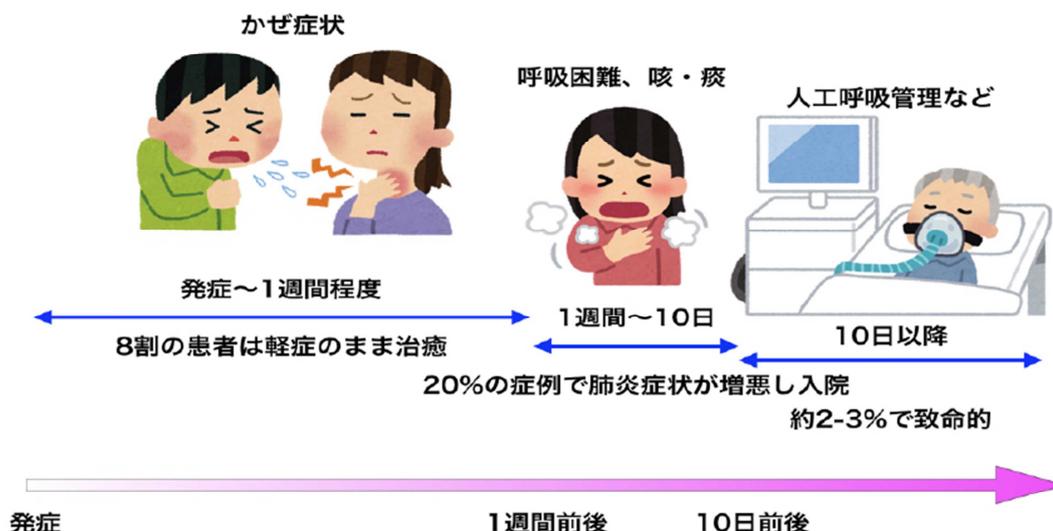
新型コロナウイルスの感染が続いている状況下での避難所の運営は、通常の避難所の感染症予防対策に加えて、更なる対策の強化が必要となります。市担当者、施設管理者、避難者リーダーは、あらかじめ新型コロナウイルス感染症に関する事前学習や感染予防のための資材を準備しておきましょう。

(1) 事前学習

新型コロナウイルスの特徴をはじめ、手袋・マスクの着脱方法、飛沫・接触による感染のリスクをあらかじめ確認しておきましょう。

① 新型コロナウイルス感染症とは

- ア 新型コロナウイルスは、ヒトの粘膜を通して感染します。健康な皮膚からウイルスが入り込むことはなく、表面に付着するだけと言われています。
- イ ウイルスが付着してから72時間くらいは感染する力をもつと言われています。
- ウ 新型コロナウイルスは、一般的には飛沫感染、接触感染で感染をします。閉鎖した空間では、咳やくしゃみなどの症状がなくても感染を拡大させるリスクがあるとされています。
- エ 潜伏期間（ウイルスに感染してから症状が出るまでの期間）は、1日～14日間であり、感染してから5日程度で発症することが多いと考えられています。
- オ 主な症状は、発熱、呼吸器症状（咳、くしゃみ、喉の痛み、鼻水など）、頭痛、倦怠感などがみられます。また、下痢や嘔吐などの消化器症状、嗅覚や味覚の異常などの症状もみられると言われています。風邪やインフルエンザ等の症状に似ています。
- カ 新型コロナウイルスに感染しても約8割の人は軽症で経過し、自然に治る例も多いと報告されています。
- キ 高齢者や基礎疾患（心臓・血管疾患、糖尿病、がん、慢性呼吸器疾患など）がある方は重症化しやすいと考えられています。
- ク 新型コロナウイルスの患者は、発症の2日前から周囲に感染させる可能性があります。患者と1m以内の距離で15分以上の時間の接触があった場合は、感染のリスクが高いと言われています。



出典：新型コロナウイルス感染症（COVID-19）診療の手引き

② 飛沫感染と接触感染

【飛沫感染】

感染者の飛沫（くしゃみ、咳、つばなど）と一緒にウイルスが放出され、他者がそのウイルスを口や鼻などから吸い込んで感染します。

【接触感染】

感染者がくしゃみや咳を手で押さえた後、その手で周りの物に触れるとウイルスがつきます。他者がそれを触るとウイルスが手に付着し、その手で口や鼻を触ると粘膜から感染します。

③ 正しい手洗いの方法 → 3-1 (P. 19)、資料 3-1

手洗いは、液体せっけんを使うことでコロナウイルスの膜を壊すことができ、また、流水により手に着いたウイルスを洗い流すことができることから、感染の予防に有効です。汚れが残りやすい指先や指の間、手首、手のしわ等は、特に念入りに洗うことが重要です。

流水と液体せっけんでの手洗いができないときは、手指消毒用アルコールも有効です。

手洗いは、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。3-1 及び資料 3-1を参考に、正しい手洗いの方法を知っておきましょう。

④ 咳エチケットの徹底 → 3-2 (P. 20)、資料 3-2、資料 3-3

「咳エチケット」とは、新型コロナウイルス等の感染症を他の人に感染させないように、咳やくしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチを使

って、口や鼻をおさえることです。

咳やくしゃみを手でおさえたり、何もせずに咳やくしゃみをしたりするのはやめましょう。とっさの時には、服の袖口などで口や鼻をおさえましょう。

咳エチケットも、感染症予防の基本であり、重要な予防策の1つです。
3-2、資料3-2及び資料3-3を参考に、咳エチケットと正しいマスクの使用方法を知っておきましょう。

⑤ 清掃・消毒の方法 → 3-3 (P.21)、資料3-4、資料3-5、
資料3-6

避難所での感染拡大防止のため、新型コロナウイルス等の感染症の感染源を断つことを目的に、清掃や消毒を徹底して行いましょう。

清掃や消毒は、こまめに行うこと、消毒の場所に合った消毒液を使用すること、清掃や消毒をする人が感染しないよう対策を行うことが必要です。

避難所内の清掃や消毒による環境整備も、重要な予防策の1つです。
3-3、資料3-4及び資料3-5及び資料3-6を参考に、清掃・消毒の方法、注意事項などを知っておきましょう。

<主な消毒薬の例>

- 手指の消毒には消毒用アルコール（濃度70%以上）が適しています。
- 身の周りの物の表面やよく触る場所などの消毒には、希釈した塩素系漂白剤（次亜塩素酸ナトリウム原液濃度約5～6%）でふき取ることが有効です。
（次亜塩素酸ナトリウムを含む商品例としては、ハイター、ブリーチ、ピューラックス等があります）

(2) 感染予防資材の準備

避難所の感染予防資材には、数に限りがあります。市担当者、施設管理者、避難者リーダーは、個人で使用する感染予防資材を、あらかじめ各自で準備をしておきます。

《感染予防資材の例》

- 使い捨て手袋
- マスク
- フェイスシールド・ゴーグル（無ければ、眼鏡等で代用）
- 長袖ガウン、ビニールエプロン、**ヘアークャップ**
- 手指消毒用アルコール
- 液体せっけん
- 除菌シート、ペーパータオル
- ゴミ袋
- **養生テープ（緑、黄、赤）**

- ① 避難所では、常時、マスクを着用します。
- ② 使い捨て手袋は、多くの方が触れる場所での作業時（清掃・消毒、物資・食事の配布等）に着用します。また、一連の作業が終了すること、作業場所が変わることに交換するほか、汚染・破損した場合も交換します。
- ③ フェイスシールド・ゴーグルは症状がある避難者との接触時等に手袋・マスク・長袖ガウンとセットで着用します。フェイスシールド・ゴーグルが入手できなければ、だてメガネ等で代用します。
- ④ 長袖ガウンやビニールエプロンが無ければ、ビニールのレインコート等を代用します。（できれば再利用はしない）

※ 感染予防資材の一部を事前に配置又は配備予定としていますが、数に限りがあります。

2 初動期

2-1-1) 避難者リーダー、施設管理者、市担当者の健康チェック

→ 資料 2-1

避難者リーダー、施設管理者、市担当者が感染していた場合、多くの避難者に感染を広げてしまう可能性があります。必ず参集前に体温測定を行い、以下に該当する場合は、人員を交代し、代替りの人に業務をお願いします。

- ・ 発熱がある、又は微熱が続く場合
- ・ 咳やくしゃみ、のどの痛み、呼吸苦などの症状がある場合
- ・ 頭や体の痛み、だるさ、嘔吐や下痢などの症状がある場合
- ・ 直近、2週間以内に体調不良などで病院を受診した場合
- ・ 直近、2週間以内に感染症の流行地域に渡航歴がある場合

2-1-2) 感染予防資材の確保

避難所で使用する感染予防資材を避難所で確保します。

《感染予防資材の例》

目的	資材
流水での手洗い	液体せっけん、ペーパータオル
手指消毒	アルコール消毒剤
身の周りの物の消毒	次亜塩素酸ナトリウム液
消毒液を持ち運ぶ	消毒液を入れる容器
体調チェック	非接触式体温計／電子体温計
清掃、手拭き	除菌シート／ペーパータオル／キッチンペーパー

- ① 除菌シートが入手できなければ、布やペーパータオル・キッチンペーパーに消毒液を浸したもので代用します。
- ② 手洗い場での固形せっけんの使用、布タオルの共用は厳禁とします。
- ③ 電子体温計は必ずアルコール消毒してから使用します。
- ④ ゴミ袋に関しては、大・中・小の種類を多量に準備し、避難者が共同のごみ箱を常に使用することを避ける。

※ 感染予防資材の一部を事前に配置又は配備予定としていますが、数に限りがあります。

※ 市でも、避難する際は、マスク、手洗い用洗剤、タオル、手指消毒用アルコール等の持参を呼びかけています。

2-1-(3) 避難所の開設準備

避難者を受け入れる前に、次の事項について、避難者リーダー、市担当者、施設管理者で取り決めをしておきましょう。

また、従前の避難所開設に加えて、より重点的に感染症対策を実施する必要があることを、避難者リーダー、市担当者、施設管理者で共有します。

- ① 症状がある避難者のための個室などの確保
- ② 避難者の避難スペースの指定
- ③ 避難所の感染予防対策の準備状況の確認
- ④ 避難者の受入・健康チェックの方法
- ⑤ 避難者への感染症予防対策実施の周知・徹底

2-1-(4) 症状がある避難者のための個室等の確保 → 3-7 (P. 25)

① 症状がある避難者のための個室の確保

ア 咳や発熱、下痢等の症状を持つ方を確実に隔離できる空間を選定します。

イ 症状がある避難者は、原則、個室から出ないこととします。

ウ 症状がある避難者のための個室は、世帯単位で使用しますが、その場合、症状がない家族も、原則、個室から出ないこととします。

エ 個室の確保が難しければ、自立型テントや車中泊等の個室に準じたスペースを確保に努めます。

オ やむを得ず体育館や広い会議室などに症状がある避難者が滞在する場合は、パーティションなどの間仕切りを使用して独立した避難スペースを設けます。

カ パーティションなどが準備できない場合は、プラスチック素材（拭ける素材）を天井から床まで張り巡らすなどの工夫をします。

キ 定期的な換気のため、窓が、最低一箇所以上ある空間を確保します。

ク 症状がある避難者が滞在する場所や専用で使用する場所などをゾーニングし、テープや注意喚起で分かりやすく表記します。

ケ 飛沫予防策・接触予防策を徹底します。

② 症状がある避難者の専用のトイレなどの確保

ア 症状がある避難者専用のトイレやシャワーなどを確保します。

イ 専用の水洗トイレや仮設トイレの確保ができない場合は、簡易トイレなどの使用を検討します。

ウ やむを得ず、他の避難者とトイレを共有する場合には、時間を決めて使用するほか、症状がある避難者が使用する場合には、他の避難者の利用を一時的に制限し、使用後は必ず消毒します。

2-1-(5) 避難スペースの指定

→ 資料2-2

① 避難者の避難スペースの指定

- ア 各世帯の避難スペースを十分に確保し、世帯ごとに2メートル以上の間隔を開けます。資料2-2を参考にします。
- イ パーティション（間仕切りテント、プライベートルーム※避難所備蓄の資機材）を追加で活用します。
- ウ 施設管理者と協議のうえ、教室なども積極的に利用します。
- エ 避難者の動線があまり交差しないようにします。
- オ 高齢者、妊産婦、乳幼児、基礎疾患を持つ方には、他の避難者への理解を求め、衛生資材等が十分にある、より広い空間や別室を提供します。
- カ 定期的な換気ができるよう、ドアなどの前に物資を置かないようにします。
- キ 施設管理者と協議のうえ、車中泊の駐車スペースを確保します。

② 開放する部屋の順序

- ア 「三密」（密閉・密集・密接）を防ぐため、従来は開放していない部屋も含め、誘導の優先順位を決めておきます。
- イ 従来から使用している避難スペースは、健康チェックで問題がない避難者が使用します。
- ウ 高齢者や障がい者などの要配慮者が滞在する福祉避難室や医務室など、必要なスペースは従来どおり確保します。
- エ 避難所内で確保できる個室の利用は、要配慮者や症状がある避難者を優先的に使用する旨を他の避難者に理解を求めます。

2-1-(6) 避難所内の感染予防対策の準備状況の確認

→ 様式1-2

「避難所感染症対策のチェックリスト」様式1-2を参考に、避難者の受入前に、避難所の感染症予防対策の実施状況を確認します。

感染症予防対策が十分に実施できない場合は、災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡をし、現状で可能な最大限の感染症予防対策を実施します。

2-1-(7) 避難者の受入・健康チェック

→ 様式5-1、様式5-2、様式5-3、様式6-1、様式6-3

① 避難者の受入の準備

- ア 避難所の三密（密閉・密集・密接）を防ぐため、不要な立退き避難は避け、自宅で安全を確保できる場合や、避難所以外の安全な場所への避難に協力を求める掲示を行います。
- イ 避難所の出入りする人を確実に把握するため、避難所の入口を1か所

に限定します。

ウ 避難所入口が混雑しないよう、受付や体温測定をする場所を外または出入り口の最も外側に設置する等の配慮をします。雨天時は、必要に応じてテントを設置します。

エ 受付を待つ列を作る場合には、2m間隔をあげ、世帯等の代表者のみが並ぶようにします。

② 避難者名簿の記入、健康チェックの実施 → 様式 5-1、
様式 5-3

ア 避難者は、体温測定をした上で、「避難者名簿」様式 5-1 と、「避難者の健康等チェックシート」様式 5-3 に記入してもらいます。

イ 世帯などの代表者が「避難者名簿」と「避難者の健康等チェックシート」を受付で記入をします。

ウ 避難者の体温測定は、「避難者名簿」の記載の前に行うか、列に並んでいる間に行うなどの工夫を行い、体温測定の場所が三密にならないようにします。

③ 「避難者名簿」と「避難者の健康等チェックシート」の確認

→ 2-1-(8)(P.11)、様式 5-1、様式 5-3

ア 市担当者等が「避難者名簿」様式 5-1、「避難者の健康等チェックシート」様式 5-3 の記入の確認を行い、記入内容を基に、避難世帯の滞在区画の決定を行います。

イ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき、該当する症状などが無い世帯などは、一般の避難スペースに案内します。

ウ 「避難者の健康等チェックシート」に基づき症状がある避難者やその世帯の方は、2-1-(8)に沿って対応します。

エ 避難所で感染症が発生した場合に、濃厚接触者を確実に把握できるように、「避難者名簿」には滞在区画（体育館、教室など）および避難者グループの割り振りを記入します。

オ 「避難者名簿」、「避難者の健康等チェックシート」は、個人情報が含まれますので、紛失・盗難などが起こらないよう市担当者等が管理を徹底します。

災害対策本部への報告 → 様式 5-2、様式 6-1、様式 6-3

市担当者等が「避難所一覧表」様式 5-2、「避難所状況報告書（初動期用）様式 6-1」、「避難者の健康状況調査シート」様式 6-3 を作成し、災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告します。

2-1-(8) 症状がある者等が避難してきた場合の対応

→ 資料2-4

避難者名簿に登録し、健康チェックを行った際に、感染症を疑う発熱や咳などの症状があることが判明した場合は、避難者に医療機関の受診を勧めます。

医療機関を受診しない場合や、災害の状況により医療機関に行けない場合は、以下のように対応をし、避難所で受け入れます。

① 避難所以外に安全に過ごせる場所がないかを確認します

- ア 水害等で自宅での垂直避難が可能な場合や地震による建物の倒壊の恐れがない場合は、自宅の中で安全な場所
- イ 親戚や友人、知人の家や建物等で、安全に過ごせる場所

② 避難所内の個室又は個室に準じた場所に滞在するように求めます

- ア 原則、避難所内の個室に滞在してもらうように協力を求めます。
- イ 個室は、原則として症状がある避難者を含む世帯単位で使用しますが、状況に応じて症状がある避難者のみが使用することも可能とします。
- ウ 個室が確保できない場合は、個室に準じた場所（テント、車中等）や避難所内の隔離スペースへの滞在を求めます。

③ 症状がある避難者専用の避難所があることを説明します

- ア 症状がある避難者専用開放される避難所の開設状況を説明し、可能であれば当該避難所への移動に協力を求めます。
- イ 災害発生後、屋外を移動することの安全が確保された場合には、症状がある避難者専用開放される避難所等への移動に協力を求めます。
- ウ 避難所の開設状況を災害対策本部（避難所・物資チーム）に確認します。

④ 避難所に滞在する際の注意事項について以下の内容を説明します

- ・ 常時、マスクを着用してください。
- ・ 避難所では、原則、個室に滞在します。個室又は隔離スペースから出るのは、必要最低限にとどめてください。
- ・ 居室の清掃、消毒は、避難者自身が実施してください。
- ・ トイレ等を使用した後は、必ず消毒を実施してください。

⑤ 症状がある避難者等の体調管理の実施

- ア 症状がある避難者及びその世帯は、体調の自己管理を行ないます。
- イ 市担当者は、定期的に症状がある避難者等の健康チェックを行います。
- ウ 症状が悪化した場合や支援が必要な場合には、市担当者に早めに申し出るよう促します。

エ 症状がある避難者等への食事や物資の配布は、原則、市担当者が行います。

2-1-(9) 避難者の感染予防対策の周知・徹底

→ 資料2-3、資料3-1～資料3-6

- ① 避難者の受入時には、避難所で避難者が注意すべきことを、「避難所の感染予防対策について」資料2-3等を活用し、説明を行います。
- ② 避難者の感染予防対策の実施に関するポスターなどを、避難所のよく見える位置（出入口、掲示板、通路、トイレ、手洗い場など）に掲示します。
※ 資料3-1～資料3-6などを活用してください。
- ③ 避難者に周知・徹底する感染予防対策は以下のとおりです。

- ・ 避難所では、必ずマスクを着けましょう。
- ・ 避難所や各部屋に出入りする時は、手指消毒をしましょう。
- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの実施を徹底しましょう。
- ・ 他の避難者との距離を十分に保ちましょう。
- ・ 体調がすぐれない方は、市担当者に申し出てください。
- ・ 避難スペースの清掃・消毒は各自で行いましょう

2-1-(10) 避難所内の感染予防対策の実施

避難所開設中は以下の感染予防対策を実施します。

- ・ こまめな手洗い、咳エチケットの徹底
- ・ 避難所でのマスクの着用
- ・ 避難スペースの清掃・消毒の実施
- ・ 共有スペース（トイレや手洗い場等）やよく触れる場所の清掃・消毒への協力

2-1-(11) 自宅療養者等が避難してきた場合

自宅療養者、濃厚接触者、自宅待機を求められている者等は、一般の避難所に避難しないよう事前に呼びかけを行っています。

①自宅療養者、②濃厚接触者、③自宅待機を求められている者などが避難してきた場合には、該当者に避難所等の施設の屋外で、他の避難者との接触がない場所で一時的に待機してもらい、災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡をして指示を受けてください。

① 自宅療養者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された軽症者で、自宅で療養する者。入院の必要がないと医師が判断し、同居者に重症化の恐れが高い人がいないことを保健所が確認した上で自宅療養とする。

② 濃厚接触者とは

新型コロナウイルス感染症と診断された患者と接触があり、保健所が濃厚接触者として健康観察及び外出自粛を求めている者。

③ 自宅待機を求められている者とは

濃厚接触者ではないが、新型コロナウイルス感染症と診断された患者等との接触があり、保健所から自宅待機を求められている者。

3 展開期～安定期

2-2-1) 避難者リーダー、市担当者、施設管理者の健康チェック

→ 2-1-1) (P. 8)、資料 2-1

- ・ 避難所に従事している場合は、朝・夕の 2 回、必ず体温測定と健康チェックを行います。
- ・ 体調不良の場合は、人員を交替し、代わりの人に業務をお願いします。

2-2-2) 避難所内の感染予防対策の実施

→ 2-1-10) (P. 12)

避難所開設中は、2-1-10) 避難所内の感染予防対策の実施 (P. 12) を参考に、感染予防対策を継続して行います。

2-2-3) 避難者の状況把握、健康管理の実施

→ 2-1-8) (P. 11)、様式 5-1、様式 5-2、様式 5-3

① 避難所に滞在している避難者の健康チェック

ア 「避難者一覧表」に様式 5-2) などにに基づき避難者全員に、1 日 2 回(朝・夕)の体温測定及び、「避難者の健康等チェックシート」様式 5-3)の記入を求めます。

症状がある避難者等が発生した場合には、2-2-4) (P. 15) に沿った対応を行います。

イ 車中泊者については、エコノミークラス症候群や生活不活発発病の危険性が高まるため、特に注意を徹底します。

② 「避難者名簿」等の管理

ア 「避難者名簿」様式 5-1) や「避難者一覧表」に変更があった場合の修正や、日々の「避難者の健康等チェックシート」は、避難所運営委員会で管理を行います。

イ 「避難者名簿」及び「避難者一覧表」と実際に避難している人数が一致するよう管理を行います。

2-2-(4) 避難者に症状が出た場合の対応→ **2-1-(8)** (P. 11)

感染症を疑う何らかの症状がある避難者には、医療機関の受診を勧めます。避難者が軽症と考えられる、又は災害により医療機関に行けない状況等から、引き続き避難所で受け入れる場合には、**2-1-(8)** (P. 11)に沿った対応を行います。

また、軽症又は重症にかかわらず、感染症を疑う何らかの症状があり、医療機関を受診する場合には、以下のとおり対応を行います。

① 避難所滞在中に症状が悪化した場合の対応

ア 症状が悪化した場合には、施設管理者や市担当者に申し出ます。

イ 命に関わるような緊急を要する症状がある場合には、災害対策本部（避難所・物資チーム）を通じて、救急搬送を要請します。

●緊急性の高い症状 ※はご家族がご覧になって判断した場合は。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 顔色が明らかに悪い ※ ・ 唇が紫色になっている ・ いつもと違う、様子がおかしい ※
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 息が荒くなった（呼吸数が多くなった） ・ 急に息苦しくなった ・ 日常生活の中で少し動くと息があがる ・ 胸の痛みがある ・ 横になれない・座らないと息ができない ・ 肩で息をしている・ゼーゼーしている
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"> ・ ぼんやりしている（反応が弱い）※ ・ もうろうとしている（返事がない）※ ・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする



出典：新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について（R2. 4. 27 日付厚生労働省事務連絡）から一部抜粋

② 医療機関を受診する場合

ア 感染症を疑う何らかの症状があり、避難所に滞在していた者が医療機関を受診する場合は、市担当者を通じて災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡します。

イ 該当する避難者が滞在していた避難スペース、共有スペースの清掃と消毒を徹底するほか、災害対策本部（避難所・物資チーム）の指示に従い対応します。

ウ 避難者などが医療機関を受診した結果は、避難者から市担当者に報告をし、市担当者を通じて災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡します。

③ 避難者に新型コロナウイルス感染症を疑う事例が発生した場合

避難者から、新型コロナウイルス感染症の疑いがあると診断されたと報告を受けた場合は、災害対策本部（避難所・物資チーム）に直ちに報告し、指示に

従います。

2-2-(5) 避難スペースの見直し → **3-7**(P.25)、**資料2-2**

- ① 三密（密閉・密集・密接）を避けるため、世帯ごとの避難スペースが十分確保できるよう避難人数の増減に応じて避難スペースの見直しを行います。
- ② 可能な限り多くの避難スペースや個室を確保できるよう施設管理者に協力を求めます。
- ③ 症状がある避難者と他の避難者が接触する機会を限りなく減らす工夫をします。

2-2-(6) ボランティア等の受入れ、対応

→ **様式17-1**、**様式17-2**、**様式18-1**

- ① 避難所外からの感染症の持ち込みによる避難所での感染症の発生を防ぐため、避難者以外の人への出入りは最小限にとどめる必要があります。
- ② 報道機関などの避難者と直接関係がない者等の避難所への出入りは、感染症拡大防止の視点から原則お断りをするを出入り口等に明記します。
- ③ ボランティア等の受入れ時には、体温測定と健康チェックを行い、必要最小限の人数に留めます。
- ④ 避難所内でのボランティア活動は、日替わりのボランティアではなく、一定期間続けて支援を得られる方を優先します。

2-2-(7) 災害対策本部（避難所・物資チーム）への報告

→ **様式5-2**、**様式6-2**、**様式6-3**

- ① 定時の「避難者一覧表」**様式5-2**、「避難所状況報告書（第〇報）」、**様式6-2**に合わせて、「避難者の健康状況調査シート」**様式6-3**を作成し、災害対策本部（避難所・物資チーム）に報告します。
- ② 避難所の感染予防対策のための資機材が不足する場合には、災害対策本部（避難所・物資チーム）に物資の要請を行います。
- ③ 症状がある避難者が多く発生している場合（中規模・大規模の避難所であれば10名以上、小規模であれば半数以上又は10名以上）は、災害対策本部（避難所・物資チーム）へ速やかに報告し、支援を求めます。

2-2-(8) 退所者への対応 → **様式5-1**、**様式5-3**

- ① 避難所で新型コロナウイルス感染症が発生した場合や、退所者への緊急の連絡が必要になった場合に備えて、「避難者名簿」**様式5-1**に、退所先、退所後の連絡先を確実に記載します。

- ② 避難所を退所した方が感染症を発症した場合に早期対応を行うため、退所から2週間は、自己管理による体温測定及び健康観察を求めます。
- ③ 健康観察は、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3を参考に実施するよう説明します。
- ④ 退所後、発熱や体調不良などがある場合には、早めの医療機関の受診を勧めます。
- ⑤ 医療機関を受診し、万一、新型コロナウイルス感染症と診断された場合には、保健所の担当者に避難所に避難していたことを報告するよう説明します。

4 撤収期

2-3-1) 避難所の閉鎖の準備

- ① 避難所生活が長引くことは、感染症を含めた二次的健康被害のリスクが高まるため、ライフラインの復旧状況等をみながら早期の避難所閉鎖を目指します。
- ② 避難者の減少等に伴い、可能な限り個室の使用や世帯当たりの避難スペースを広げる等の三密を避ける取り組みを継続します。
- ③ 災害等により住居を失った避難者などの退所後の生活の場の確保を図るため、災害対策本部（避難所・物資チーム）と協議調整を図ります。

2-3-2) 避難所の清掃・消毒の実施

→ 3-3 (P.22)、資料3-4

資料3-5、資料3-6

- ① 避難者が使用した場所の清掃・消毒を実施します。
(避難スペース、共有スペース、その他使用した部屋、トイレ、手洗い場など)
- ② 施設の清掃・消毒は、避難者を中心に関係者が協力して実施します。
- ③ 清掃、消毒の方法は、3-3 (P.22)、資料3-4、資料3-5、資料3-6を参考にしてください。

2-3-3) 施設管理者、市担当者の健康観察

→ 様式5-3

- ① 施設管理者、市担当者等は、避難所閉鎖から2週間、朝・夕の2回の体温測定及び自身の健康観察を行う必要があります。
- ② 健康観察は、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3を参考に実施します。
- ③ 発熱や体調不良などがある場合には、早めに医療機関を受診します。
- ④ 発熱や体調不良などで医療機関を受診する場合は、あらかじめ災害対策本部（避難所・物資チーム）に連絡し、受診後は結果を報告します。

2-3-4) 避難者名簿、健康チェックシートの管理

→ 様式5-1、様式5-2、様式5-3

市担当者は、避難所管理に使用した記録、台帳、「避難者名簿」様式5-1、「避難者一覧表」様式5-2、「避難者の健康等チェックシート」様式5-3等を災害対策本部（避難所・物資チーム）に引き継ぎます。

第3章 具体的な感染症予防対策の方法

3-1 こまめな手洗い、手指消毒の実施

→ 資料3-1

- 流水で手洗いをするこゝで、手に付着した細菌やウイルスを洗い流します。
- 石けんを使用することでウイルスの膜を壊し死滅させる効果が期待できます。
- 手洗いが困難な場合は、手指消毒用アルコールの使用が効果的です。

【避難所での注意事項】

- ① 液体石けんを配置し、流水で手洗いができる場所を確保します。
- ② 固形石けんは、石けんの表面にウイルスが付着し感染を拡大させる可能性があるため使用しません。
- ③ 手洗い後は、ペーパータオルなどを使用して手を拭き、乾燥させます。
- ④ 布やタオルの共用はせず、ペーパータオルか個人用タオルを使用します。
- ⑤ 液体石けんのボトルは定期的に消毒を行います。
- ⑥ 液体石けんや手指消毒用アルコール、ペーパータオルが不足しないよう定期的に補充します。
- ⑦ 流水で手洗いすることが困難な場合は、ウェットティッシュなどで汚れを拭き、手指消毒用アルコールを使用します。
- ⑧ 避難所内には可能な限り、多くの場所に液体石けん、手指消毒用アルコールを配置します。
- ⑨ 手洗いの方法や手洗いのタイミングの周知のためのポスターなどの掲示を行います。特に、多くの人の目に入る場所（出入口、掲示板など）や感染リスクの高い場所（トイレ、手洗い場など）に掲示します。

<手洗いのタイミング>

手が汚れた時、外出から戻った時、多くの人が触れたと思われる場所を触った時、咳・くしゃみ・鼻をかんだ時、配布等の手伝いをしたとき、炊き出しをする前、食事の前、症状がある者の看病や家族・動物の排泄物を取り扱った後、トイレの後 など

<参考資料>

資料3-1 正しい手洗いの仕方

3-2 マスクの着用、咳エチケット等の実施

→ 資料3-2、資料3-3

- 感染症の原因となる細菌やウイルスが口や鼻から侵入するのを防ぎます。
- 感染症に感染している患者の口や鼻から飛散する細菌やウイルスの量を減らします。

【避難所での注意事項】

- ① 咳やくしゃみが出る時は、咳エチケットを徹底します。
- ② 避難所内では全ての人が原則、マスクを着用します。
- ③ 鼻と口を完全に覆うよう、正しいマスクの着用をします。
- ④ 使い捨てマスクは、原則、繰り返し使用はできません。やむをえず繰り返し使用する場合には、適切に消毒することが必要です。
- ⑤ 使用したマスクを外すときには、表面に直接触れることがないように十分に注意が必要です。
- ⑥ マスクの表面を触ってしまった場合は、手洗いやアルコール等での手指消毒を行います。
- ⑦ 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てる時は、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ⑧ 症状がある避難者が使用したマスクやティッシュは、感染性廃棄物(P. 24)として廃棄します。

<参考資料>

資料3-2 咳エチケットの徹底

資料3-3 マスクの着け方・外し方

3-3 清掃・消毒の実施

→ 資料3-4、資料3-5、資料3-6

多くの人が利用する避難所は、衛生環境が悪くなりやすいため、定期的に消毒・清掃を行い、感染症の原因となる細菌やウイルスを除去します。

【避難所での注意事項】

- ① 避難所の清掃・消毒はなるべく多くの回数を実施するのが良いとされるため、1日3回以上は時間を決めて清掃・消毒を行います。
- ② トイレ、出入口、ドアノブや手すりなど、多くの人が触れる場所は、頻回に清掃・消毒を行います。
- ③ 消毒の場所に合った消毒液を準備して使用します。
- ④ 各世帯の避難スペースは、各自で清掃・消毒を行います。
- ⑤ 通路や出入り口などの共有スペース、トイレや手洗い場の清掃・消毒は避難者を中心に関係者が協力して行います。

【手袋、ガウン等の使用上の注意】

- ① 手袋、ガウンは原則使い捨てです。やむを得ず繰り返し使用する場合は適切に消毒を行い、破損が無いことを確認します。
- ② 手袋、ガウンを使用する前は、破損（穴が開いていないか等）がないかを確認し、隙間ができないよう正しく着用することが必要です。
- ③ ガウンやエプロンが無い場合には、ビニールのレインコート等で代用します。
- ④ 使用した手袋やエプロンの表面には、細菌やウイルスに汚染されています。手袋やエプロンを外すときが最も感染しやすいため、表面に触れないよう十分注意をして、正しい外し方を徹底してください。
- ⑤ 手袋、マスク、ガウン等の脱衣後はかならず手指消毒か流水で手洗いを行います。

<参考資料>

- | | |
|-------|-------------|
| 資料3-4 | 消毒液の作り方 |
| 資料3-5 | トイレの清掃の仕方 |
| 資料3-6 | 手袋・エプロンの外し方 |

<参考1> 消毒の場所に応じた消毒剤の種類

◆消毒剤の使用

血液や体液及び吐物等で汚染された場合や、感染症が疑われる場合には、汚染された場所や物を、アルコール、次亜塩素酸ナトリウム（家庭用の塩素系漂白剤で代用可能）などを使用し、消毒します。

感染源となる細菌やウイルスに適した消毒薬を、適切に使うことが大切です。

※ 使用する際は、噴霧消毒は避けましょう。

	次亜塩素酸ナトリウム	アルコール
商品名	ピューラックス、シアノック、ミルトン、ハイター、ブリーチ 等	【①アルコール】 エタノール、消毒用エタノール、アルベット 等 【②アルコール手指消毒薬】 ウェルバス、ヒビスコール 等
消毒の濃度	<ul style="list-style-type: none"> 塩素濃度6%の薬液が一般的に市販されており、通常60倍～300倍に希釈（薄めて）使用 汚れをよく落とした後、薬液に10分浸し、水洗いする 	<ul style="list-style-type: none"> 原液（70～80%）で使用 希釈しない（薄めない）
適応対策	<ul style="list-style-type: none"> 環境に使用 便器・ドアノブ・遊具・衣類・嘔吐物や下痢便が付着した場所 等 	<ul style="list-style-type: none"> ①環境に使用 遊具・便器・トイレのドアノブ 等 ②手指のみに使用
留意点	<ul style="list-style-type: none"> 有機物汚染状態では無効（吐物、汚物を取り除いてから消毒する。消毒液を入れたバケツに汚れた雑巾を入れた場合は、消毒液を交換する必要がある。） 漂白作用がある 	<ul style="list-style-type: none"> 【①②共通】 ゴム製品・合成樹脂等は変質するので長時間浸さない 引火性がある 【②】・手荒れに注意 粘膜には使用しない
用途	どちらも多くの細菌、ウイルスに有効ですが、ノロウイルスの消毒には次亜塩素酸ナトリウムを使用する（嘔吐、下痢等の感染性胃腸炎の場合）	

出典：茨城県「避難所感染症対策の手引き」より一部抜粋

<参考2> 具体的な消毒の場所、対象及び方法

消毒薬	場所	対象	方法
0.05% 次亜塩素酸ナトリウム 	家 庭	居 間 食事部屋	ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ、テーブル、椅子、電話機、パソコンのキーボード 等
		浴 室	水道の蛇口、ドアノブ、窓の取手、照明のスイッチ 等
		トイレ	流水レバー、便器のフタ 等
	職 場・集 合住 宅	共有部分	エレベーターやオートロック、コピー機等のボタン、建物出入口のドアノブやハンドル、共有のトイレや給水場所の蛇口、電話機 等

・ドアの取っ手やノブなどの金属部位は、10分程度たったら水拭きしてください。

・スプレーボトルでの噴霧はしないでください。

・窓やドアを開け、換気扇を作動させ、室内換気をはかりながら作業しましょう。

・消毒時は、マスク、ゴム手袋を着用しましょう。

・トイレや洗面所は、通常の家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。

出典：八幡浜保健所「新型コロナウイルス感染症に関する清掃・消毒について」より一部抜粋

3-4 換気の実施

三密（密閉・密集・密接）を防ぐとともに、細菌やウイルスが空気中に留まらないよう、常時空気の入れ替えを行うことが重要です。

【避難所での注意事項】

- ① 窓及び扉を開放し、常時換気を行います。
- ② 扇風機を使用する等、避難所内の空気の循環をよくします。
- ③ 夏場、冬場など冷暖房使用時や、やむを得ず常時換気ができない場合は、最低でも「30分に1回の換気実施」をルールと定め、定期的に換気を行います。
- ④ 症状がある避難者専用の個室は、換気できる窓がある部屋を準備します。

3-5 食事・物資の配布

→ 様式11

- ・ 食事や物資の配布時には、配布場所に避難者が密集する可能性が高いため、密集を避ける工夫が必要です。
- ・ 食品や物資を介して感染が広がることも想定されるため、食品や物資が細菌やウイルスに汚染しないよう保管するとともに、配布方法を工夫する必要があります。

【避難所での注意事項】

- ① 食品等を保管する場所は常に清潔に保ち、保存方法や賞味期限の管理を行います。
- ② 食品等を置く場所やテーブル等は、事前にアルコール消毒液等で拭いておきます。
- ③ 配布場所には手指消毒液を設置します。
- ④ 食事や物資の配布時は、グループ毎に配布時間をずらす等、配布場所が密集しないようにします。
- ⑤ 食事や物資の管理や配布担当者は手袋とマスクを着用します。
- ⑥ 食事の提供は、使い捨て容器を使用し、配膳から1時間以内に消費します。
- ⑦ 個包装ではない食品を自宅等に持ち帰ることは避けます。

3-6 ゴミの処分

ゴミは、細菌やウイルスを媒介するハエや蚊などの発生源となりますので適切に管理することが必要です。

【避難所での注意事項】

- ① 各世帯から出るごみは、世帯ごとに小～中のごみ袋に入れ口を縛り、避難所の共同のごみ箱に捨てます。
- ② 使用したマスクや鼻かみティッシュ等は、必ずゴミ袋に入れます。ゴミ箱に捨てるときは、袋を二重にするか、蓋つきのゴミ箱に捨てます。
- ③ 紙おむつ等の廃棄のために、蓋つきの専用ごみ箱を設置します。
- ④ ごみ捨ての担当者は、手袋をして最終的に口を縛り処分します。
- ⑤ ごみ収集の際は、必ず手袋、サージカルマスクを着用し、感染予防に十分配慮します。

<感染性廃棄物の取り扱い>

- ① 感染性廃棄物を捨てるごみ箱は、足踏み式ゴミ箱・蓋つきの専用のごみ箱にします。
- ② 隔離室では、個人単位でゴミ袋を配布し、口を閉じて感染性廃棄物専用のごみ箱に破棄します。
- ③ 感染性廃棄物は居住スペースとは異なる場所で部屋に鍵をかける等して保管します。
- ④ 「症状がある避難者が出したごみ（食べ物、体液が付着したもの等）」は、感染性廃棄物としての処分を災害対策本部（避難所・物資チーム）に要請します。

※感染性廃棄物とは

人が感染し、若しくは感染するおそれのある病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらの恐れがある廃棄物

3-7 症状がある避難者が発生した場合の避難所内のゾーニング

避難所内で症状がある避難者が発生した場合には、感染症の拡大防止のため施設内をゾーニングするという考え方があります。

<ゾーニングの考え方>

一般の避難者が滞在する場所と感染症を疑う避難者が滞在する場所を、グリーンゾーン、イエローゾーン、レッドゾーンの3つに色分けして施設内を区分することをゾーニングと言います。

区分	考え方
グリーンゾーン	清潔区域：感染症を疑う者が利用しない場所
イエローゾーン	準汚染区域：グリーンゾーンとレッドゾーンの境目の場所
レッドゾーン	汚染区域：感染症を疑う者のみが利用する場所

【避難所での注意事項】

- ① 色テープなどを床に貼るなど、ゾーンの区別が目で見えてわかるように表示します。
- ② 建物の2階と3階で区分けするなど、わかりやすいゾーニングを行います。
- ③ 症状がある避難者が滞在する個室や専用のトイレなどを確保します。
- ④ 専用のトイレが確保できない場合は、簡易トイレの使用を検討します。
- ⑤ トイレ等をやむを得ず共有する場合は、一時的に他の避難者の出入りを制限するなど対応を行い、使用後は必ず消毒を行います。
- ⑥ 症状がある避難者は、常時マスクを着用しレッドゾーンからは出ないこととします。
- ⑦ レッドゾーンに立ち入る市担当者等は最小限にとどめ、必ずマスク、手袋、ガウンを着用し感染予防を徹底します。
- ⑧ レッドゾーンに立ち入った市担当者がマスク、手袋、ガウンを脱衣する場所を、イエローゾーン内に明確に設け、脱衣後は手指消毒を必ず行います。
- ⑨ レッドゾーンには専用のスリッパを設置します。
- ⑩ レッドゾーンで出たごみは、感染性廃棄物(P. 24)として処理をします。
- ⑪ ゾーニングによる差別や偏見が生まれないよう避難者に理解を求めるよう努めます。